

津市総合計画基本構想試案(第1次案)に対する意見募集の結果について

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
<b>第1部 序章</b>			
<b>第1章 総合計画策定にあたって</b>			
1	1 ページ 2 計画の性格	・・・効率的な行政経営・・・とありますが、「効果的」の視点も必要ではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、修正します。
2	1 ページ 3 計画の構成と期間	計画期間が、「第4次津市総合計画(1996-2010)では、前期(1996-2000)、中期(2001-2005)、後期(2006-2010)の3期なのに、今回は前期(2008-2012)、後期(2013-2017)の2期とした理由は。	第4次津市総合計画は、基本構想の計画期間を15年間と設定したため、基本計画を3期に分けて策定することとしていました。その一方で、今回の総合計画は、基本構想の計画期間を10年間と設定していますので、基本計画は、前期、後期で策定することになっているものです。
3	1 ページ 3 計画の構成と期間	ここで云う、まちづくりの定義がよくわかりません。	「まちづくり」という表現は、一つの定義ではなく、様々な意味で用いられていますが、本試案では、基本的には、「暮らしの舞台づくり」という意味で使用しています。
4	1 ページ 3 計画の構成と期間	総合計画、市政運営の基本、最上位の計画と述べられていますが、そうであるなら実行資源である、人とお金についての計画も必要です。その計画はどうされるのですか。	総合計画の実行資源である人、金についての計画については、変化の時代に即して弾力的な行政対応を図る観点から、前期基本計画において、財政の見通しや行財政運営の方向性を位置づけることとしています。
<b>第2章 計画策定の背景</b>			
5	5 ページ 3 時代の潮流 (1) 環境問題の深刻化第	本文の内容は問題ないが、標題を読むと、公害とか環境汚染、地球温暖化等の環境問題が激化深刻化しているかのように誤解をされる虞があるので、「環境問題の重要性の高まり」といった表現に改めてはどうか。	特に地球規模の環境問題は、幾何級数的に状況が変化することに留意することが必要とされていますが、この点を踏まえると、昨今の地球温暖化問題を取り上げるまでもなく、環境問題は相当深刻な状況にあると受け止めています。
6	5 ページ 3 時代の潮流 (2) 少子高齢化と人口減少の進展	地域経済やコミュニティの活力低下は、単に総数としての人口減少というより、生産年齢人口の減少が主たる要因であることから、「少子化による人口減少傾向が加わり、」の次に「特に生産年齢人口の減少によって」を追加すべき。	地域経済やコミュニティの活力維持にとって留意すべきことは、少子高齢化に伴う人口減少である点を明確する観点から記述しましたが、ご指摘のあった生産年齢人口の減少は、最も重要な要素であることから、ご意見を踏まえ、修正します。
7	5 ページ 3 時代の潮流 (3) 地方分権の進展	前段で「より一層自立性・独自性の高い効率的な行政経営が求められて」との認識を示しながら、後段では市民自治にばかり言及している点が噛み合っていない。行政主体である市に焦点を当て、その自立性・政策形成・実施能力の重要性を記述すべき。	ご指摘のように、行政経営に当たっては、自治体としての自立性、政策形成・実施能力の向上が不可欠となることから、ご意見を踏まえ、「政策形成・実現能力の向上を図るとともに」の表現を加えます。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
8	5 ページ 3 時代の潮流 (3) 地方分権の進展	<p>前段において、「より一層自立性、独自性の高い効率的な行政経営が求められている」との認識を示しながら、後段においては、市民自治に論点をずらしているのは地方分権を真正面から受けとめようとしていないのではないかと。独自政策を実現するために、条例や規則の立法機能や政策形成、実施能力を高めるなど、地方自治体の基礎能力を高めることの重要性に言及すべきである。</p> <p>例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的に活動している市民活動を支援、育成し、行政と市民の協働によるまちづくりを推進する体制づくりを行う。</li> <li>・市政の基本となる原則と制度、市民と市の役割と協働のしくみを定めた自治基本条例を制定する。</li> <li>・広大な農地、山林をもつ自治体として、国の支援も期待できる独自の農業政策を策定する。</li> <li>・厳しい財政状況の中で、重要な政策課題にしっかり取り組めるよう行財政改革を断行する。</li> </ul>	<p>ご指摘のように、行政経営に当たっては、自治体としての自立性、政策形成・実施能力の向上が不可欠となることから、「政策形成・実現能力の向上を図るとともに」の表現を加えます。なお、例示していただいたご提言については、まちづくりの施策体系等で所要の位置づけを行っています。</p>
9	5 ページ 3 時代の潮流 (4) 市民意識の変化	<p>本文の中で、津市の「市民意識の変化」について記述していない。標題を、例えば「市民活動の重要性」などに改めてはどうか。</p> <p>もし標題を「市民意識の変化」のままとするのであれば、客観的な意識調査のデータの裏付けのもと、そこから読み取れる「市民意識の変化」を記述すべき。原文では、データの裏付けの有無がはっきりしないまま(そもそもこれは全国の傾向を論じているのだが)、市民意識の変化として「コミュニティの重視」「ボランティア活動の重視」を挙げているが、昨今の成熟社会においては、常識的には、安全安心、生きがいなど、生活の質の向上を重視する意識が高まっているように思われることを踏まえると、やや偏っているのではないかと。</p>	<p>ご指摘のように、昨今では、安全・安心、生きがいなど生活の質の向上を重視する意識が高まっていますが、この点に対するきめ細かな対応を図っていくためには、地域の中で支えあう関係づくり、自己実現や地域社会の課題解決への市民参加が大切であることを表現しており、ご指摘の点を含んでいると理解しています。なお、表題については、ご指摘を踏まえて、「市民活動の重要性の高まり」に修正します。</p>
10	6 ページ 3 時代の潮流 (5) 国際化・大交流の時代	<p>4行目の「この機能」が何を指すか不明。直前の文章を受けているのであれば、「この環境」あるいは「この状況」に改めてはどうか。</p> <p>最後の「多文化共生社会の形成に向けた取組が～」の「に向けた取組」は不要なので削除すべき。また、外国籍市民との多文化共生社会の形成は、その直前の「国際的な人材の育成と交流機能の充実」までの内容と関連していないので、文章を分けるべき(～の充実を進めるとともに、ことが必要です。また、増加を続ける～)。</p> <p>中部国際空港へのアクセスを大切にして活用促進を図るべきことに異論はないが、その価値は正統かつ客観的に評価すべきであって、虚構の過大評価をすると、市民に誤解を与え、市政の運営を誤らせる危険性があるが、この表現で適切か。</p>	<p>ご意見を踏まえて、文章表現を修正します。なお、中部国際空港へのアクセスに関する評価については、まちづくりの資源として中部国際空港のアクセス機能を捉え、その活用を積極的に図る観点から記述したものであり、ご指摘のような虚構の過大評価をしているものではなく、あくまでも可能性を示唆しているものです。</p>

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
11 6 ページ	4 人口・世帯の現状と今後のすう勢 (1) 人口の現状と今後のすう勢	<p>総人口、総世帯数のデータだけを見ても、今後のトレンドは見えてこない。人口を若年人口・生産年齢人口・高齢者人口に分けて、それぞれの経年変化を分析する必要がある。</p> <p>高齢化とは高齢者の絶対数が増えることであって少子化(子どもの数が減ること、出生率が下がること)とは無関係(独立した事象)であることや、少子化は政策によって対策を講じ得るが高齢化(高齢者数の増加)は物理的に避けられない事象であるという本質的な違いを踏まえ、「少子高齢化」という括りの用語は使わないこととすべきではないか。</p> <p>また、高齢化のデータを「高齢化率」で表すことは問題の実態を的確に捉えることにならないので、絶対数を用いるべき(高齢者の数が増えなくても総人口が減れば高齢化率は上がる。施設整備や福祉医療サービスの必要量は高齢化率ではなく高齢者数によって規定される)。</p> <p>グラフに、タイトル、横軸・縦軸の説明、データの出所を明記すべき。(次の世帯数に関するグラフも同様)</p>	<p>年齢構成別の経年変化については、前期基本計画の中で具体的に位置づけることとしています。将来推計については、本市を取り巻く情勢変化を考慮した定期的な点検、見直しが必要ですが、基本計画に位置づけることにより、点検、見直しへ柔軟な対応を図ることとしています。なお、少子化も高齢化も、人口構造上の問題として相互に関連しており、高齢者の増加も、総人口が減少し、人口構造に占める割合が高くなる場合に、社会的に様々な影響が心配されるようになります。高齢化とは、高齢者の絶対数が増えることであるとのこと指摘ですが、高齢化率によって捉えられる側面もあると考えています。</p>
12 7 ページ	5 市民の意識 (1) 市民意識調査の概要	『ア 調査対象「津市」居住の～』の『「津市」』の前に『新』が抜けている。回答率と併せて、「有効回答数 2,983件」を記載すべき。	ご意見を踏まえ、全体的な表現の統一を図るよう修正します。
13 8 ページ	5 市民の意識 (2) 調査の結果について ②安心・安全に関する施策への関心が高い	p.8の最後の行、「基盤整備などに対する施策」は「基盤整備などの施策」でよい。	ご意見を踏まえ、修正します。
14 9 ページ	図表	グラフについて、左側の説明(A～F)は、左端を揃えるべき。	ご意見を踏まえ、修正します。
15 9 ページ	③市民の自主的な活動への期待度が高い	設問は、行政サービスの水準と市民負担のバランスに関する市民の選択について、受益者負担や市民の自主的な活動を関連づけながら問うているものである。この結果から「市民の自主的な活動への期待度が高い」と解釈することはやや強引に過ぎるのではないか。	行政サービスの維持、改善という観点から、市民の自主的な活動への期待度が高いとしているものですが、見出しの表現については、ご指摘を踏まえて、修正します。
16 10 ページ	6 本市の主要課題	(1)～(8)に加え、「市民と行政の協働によるまちづくり」についても主要課題として取り上げるべき。	市民と行政との協働は、地域資源の活用や地域力の維持・強化など本市の主要課題の解決にとっての共通要素と捉えています。
17 10 ページ	6 本市の主要課題 (1) 多様性に富んだ地域資源の活用による魅力づくり	「質的にも優れた自然環境が残されています」は、壊されていく、減っていくことが多いかのような表現であり、「(自然環境が)あります」又は「(自然環境)を有しています」に改めてはどうか。	ご意見を踏まえ、修正します。

	ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
18	11 ページ	6 本市の主要課題 (2) 安全・安心対策の強化	「高齢者世帯の増加は、将来の生活不安を高める要因となっており」と断定的に記述することは論拠が明確か定かではなく、また敢えて書く必要もない。ここは「高齢者世帯の増加が将来の生活不安を高めることにならないよう、高齢者福祉及び医療体制の充実が求められています」とすべき。	ご意見を踏まえ、修正します。
19	11 ページ	6 本市の主要課題 (3) 人口減少地域における地域力の維持、強化	「美杉、芸濃、美里、白山の4地域では、人口減少傾向が加速しています」と記述しているが、データを確認したところ、減少率が大きくなっているわけではなく、また、白山地域や芸濃地域では社会増のために増加した時期もあることから、「ほぼ人口減少傾向が続いています」といった表現の方が正確なのではないか。 「こうした傾向」は「人口減少傾向」と「人口規模の小さい学区の増加」を指しているが、「人口減少傾向は」→「今後の人口減少社会への移行に伴い」→「さらに強まる」では当たり前のことを言っており意味がない。また、「今後の人口減少社会への移行に伴い」というフレーズの意味と役割が曖昧であり、「今後の人口減少社会への移行に伴い、」を単に「今後」とした方がよいのではないか。 「地域における主体的な活動の支援や交流の促進」の意味が不明瞭である(主体的な活動とは何か、交流とは誰とどのような?)ため、「地域における住民の主体的な自治活動・コミュニティ活動の支援や他地域との交流の促進」といった表現とすべきではないか。 「地域力」という造語にどのような意味を持たせているのか不明であり、定義や説明をつけ加えるべき。	ご意見を踏まえ、修正します。
20	11 ページ	6 本市の主要課題 (4) 都市基盤整備の推進	「類似都市」は定義が不明確であり、「同程度の人口規模の都市」といった表現に改めるべき。	ご意見を踏まえ、修正します。
21	11 ページ	6 本市の主要課題 (4) 都市基盤整備の推進	公共下水道普及率は、類似団体の中で低水準とありますが、津市での19年度6月末現在で何割であるか、また、全国の県都の中で上位から何番目であるか正直に公表してほしい。文化都市として順位と認識します。	本市の下水道処理人口普及率については、平成18年度末(平成19年3月末)次点で、38.6%となっております。なお、県庁所在地都市の平均値は89.2%という状況となっており、47都市中、45位という状況でありますことから、下水道事業の推進に取り組んでいきたと考えています。
22	12 ページ	6 本市の主要課題 (5) 多様な産業資源の有効活用	「振興などを図る」→「振興などを図る」 どの産業を重点的に振興するのか、と言った産業振興の方針・方向性について何も触れていないが、極めて重要な事項であり、何らかの形で市の姿勢・考え方を明示すべきではないか。	産業振興の具体的な方針、方向性等については、産業経済の動向を踏まえた弾力的な政策運営を図るため、前期基本計画で具体的に位置づけることを考えています。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
23	12 ページ 6 本市の主要課題 (6) 産業基盤の強化	冒頭の「財政基盤となる(産業)」という表現は意味が不明瞭であり、表現を改善すべき。 多くの市民が求める「雇用機会の創出」に結びつくのは「産業の振興や誘致」であり、間接的にその効果をもたらす「産業基盤の強化」だけを課題として記述するのは的を外している印象がある。ずばり「産業の振興」と書くべきではないか。 「こうした環境(→高等教育機関の集積や名古屋圏への接近性)を活用して」を受けた文章としては、末尾は「(強化する)必要があります」ではなく「(強化する)ことが期待できます」とすべきではないか。	「財政基盤となる産業」のという表現については、ご意見を踏まえて削除し、文章修正を行います。また、産業の振興については、主要課題の(5)と(6)に分けて位置づけ、課題認識を示しています。なお、「必要があります」という表現は、「課題があります」という意味で使用しています。
24	12 ページ 6 本市の主要課題 (7) 公共施設の有効利用 と再編	「公共施設」という用語が何を指すのか不明であり、代表的なものを例示する等の方法で明確にすべき(第2パラグラフを読むとスポーツ施設、図書館、公民館等の施設を念頭に置いているように推察されるが、法律によっては道路、公園等のインフラ施設を指すこともある)。 第2段落の「施設を有効活用するため」には、既述されたことに加え、「利用しやすい工夫」、「PR、情報提供」、「ソフトの充実」も有効かつ重要であり、書き加えるべきではないか。 最後の行で「効率的な利用が見込めない施設」については基本的に「廃止」、条件が合ったときだけ「用途転換」とすべきなのではないか。	ご意見を踏まえて、対象とする公共施設を例示します。また、公共施設の有効活用や見直しについては、「構想を推進するために」に位置づけています。
25	12 ページ 6 本市の主要課題 (8) 行財政改革の積極的な推進	第1段落で「予想される」「予想されます」と記述しているが、地方六団体に連携協力して、目指すべき地方分権、地方財政改革に向けて取り組んでいるところであることから、厳しくなることを抵抗なく受け入れるかのような表現は用いるべきではない(せめて「可能性があります」といった表現にしてはどうか)。 本試案全体を通じて「まちづくり」という用語が曖昧さを含めながら用いられていることは必ずしも適切とは言えないが、特にp.13の1行目においては、「(地方分権時代に即して自立した)まちづくり地方自治(あるいは行政)」と改めるべき。	現在及び今後10年間における地方財政を取り巻く状況認識を示したものであり、国の公債費残高や財政状況などを考慮すると、今後とも厳しくなることを前提とすることが妥当な認識であると考えています。また、「まちづくり」の捉え方についてですが、暮らしの舞台づくりという観点に立った様々な取組が包含できるよう、広範な意味を持たせることが必要と考えています。
26	12 ページ 6 本市の主要課題 (8) 行財政改革の積極的な推進	行財政改革の積極的な推進は、現時点での最重要課題の一つであると云えます。他の7つの項との比較から言えば、トップ項目であるべきではないでしょうか。	行財政改革については、まちづくりや市民生活に密接に関わる課題を取り上げ、解決に向けた取り組みとして求められているとの考えから、最後の項で位置づけを行っています。
<b>第2部 基本構想</b>			
<b>第1章 津市の将来像</b>			
27	14 ページ 1 基本理念	冒頭の「少子高齢社会」という用語は、前述の理由により使うべきではなく、ここでは「本格的な高齢社会」などに改めてはどうか。	かつて経験したことのない人口構造上の歪みを含めた表現として「少子高齢化社会」を例に取り上げたものであり、この表現には、ご指摘のあった「本格的な高齢社会」を含むものと理解しています。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
28 14 ページ	1 基本理念	<p>基本理念について、なぜこの3つ(安心、交流、元気)をまちづくりの基本理念とすべきと判断されたのか、理由や根拠を示すべき(できれば、検討経過も含めて)。その説明がなければ、市民や関係者が共通認識のもとで基本理念を共有することが困難ではないか(例えば、これらの他にも「自立」「共生」「安全」「協働」「参加」「環境」「情報」「ひと」など、多くの重要なキーワードを挙げることが可能で、様々な意見・価値観が必ずあるものと思われる)。ちなみに、新市まちづくり計画においては、「1 環境と共生した暮らしやすい都市の実現」「2 活力のある多様性を持った交流都市の実現」「3 市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現」「4 安全で安心して暮らせる都市の実現」の4つを基本理念としていたが、単なるキーワードを列挙するだけより、このようなフレーズの方が趣旨が表現されており、基本理念に相応しいのではないか。</p> <p>「安心」に関する文章の原文は、普遍的とは受け止めにくいコミュニティの存在を前提に据えつつ、窮屈でどちらかと言えば特殊なまちを目指すような内容であり、まちづくりの基本理念たる「安心」の説明としてはいささか不適切と思われる。原文を極力尊重して修文を試みるならば、以下のようなものにしてはどうか。</p> <p>「人と人のつながりを大切にしながら様々なコミュニティが形成され、それらのコミュニティを中心に、市民が自律的に行動し、地域の問題に取り組んだり、暮らしの安心を支えたり、生きがいやよこびを生み出すことの出来る、そんなまちをめざします。」</p> <p>「交流」に関する文章は、その内容に基づいてタイトルをつけるならば「多様性」とか「一体感」の方がより適当と思われる。交流を言うのであれば、まず、観光と市民参画を柱に据えるべきであり、さらに、原文にあるような地域的な交流や外国人との交流の他に、世代間の交流、芸術文化や情報の交流にも言及すべき。なお、冒頭の「豊かな自然の恵みを活かした暮らしが営まれる」という文章は、「交流」と直接関係のない概念であり、削除すべき。</p> <p>「元気」に関する文章も、まず文章として変であり、意味が不明瞭である。まず、「暮らし」とは基本的に個人個人のものであるにもかかわらず「(暮らし)を土台に」で後半の文章(取組が行われる、または、まちをめざす)とつなげることは論理的におかしい。また、「新しい県都を創造する取組」は茫漠としていて意味不明瞭であり、「新たな活力」も不明確。「元気」をキーワードとするのであれば、その主体は「市民」「産業」「地域」であろうから、市民が元気になり、地域も活性化し、産業も振興・創造され、結果的にまち全体が「元気」になる、というストーリーで文章を構築してはどうか。</p>	<p>3つの基本理念は、基本構想14ページの下から7行目以降の2つの段落で記述している「新しい県都づくり」に対する考え方をキーワードとして端的に表現したものです。したがって、3つの基本理念の根拠としては、「新しい県都づくり」に対する考え方にありますが、この点が分かりやすく伝わるよう、修正します。また、基本理念については、津市議会総合計画調査研究特別委員会において具体的な議論がなされており、この点等を踏まえたものです。また、基本理念の共有については、本市が10市町村の合併を経て誕生して間がなく、本市の現状と課題の捉え方には地域によって大きな差があることを考慮すると、まずは案を示し、総合計画の審議過程等を通じて共通認識を深めていくことが大切であると考えています。なお、新市まちづくり計画に位置づけられた基本理念については、分野別の目標を示すものとして、本試案においては、まちづくりの目標として反映しています。</p> <p>また、3つの基本理念については、まちづくりの展開に当たって常に配慮していくこととしており、まちづくりのキー概念を端的に表現することが必要と考えています。ご意見のとおり、安心、交流、元気という言葉が包含している意味は、もっと広がりがあるものですが、それを丹念に表現していくと、基本理念というよりは、まちづくりの目標に近いものになってしまうと考えています。なお、元気に関する文章について、「暮らし」とは基本的に個人個人のものであるにもかかわらず「(暮らし)を土台に」で後半の文章(取組が行われる、または、まちをめざす)とつなげることは論理的におかしいとのご意見ですが、最近、行政評価の一環としてアウトカム指標を設定しようとする取組が増えています。まちづくりを考えるときに、自治体の取組だけに着目するのではなく、本来、個人のものである暮らしへの波及効果を積極的に評価しようとするものであり、暮らしをまちづくりの土台とすることは、特に市民生活に身近な市町村のまちづくりにとって重要な視点であると考えています。</p>

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
29	14 ページ	<p>p.14の最後に「新しい県都づくり」のコンセプトを記述しているが、以下のように改めてはどうか。</p> <p>「新しい県都づくり、それは都市機能の集積や多様な地域の個性・特性、そして市民や事業者の力を活かし、新たな活力を自立的に創出しつつ、持続的・安定的な「元気なまち」を創造していくとともに、併せて市民一人ひとりの生き生きとしたライフスタイルが実現していくことであり、また、三重県との連携、さらには県内外の都市との連携などにリーダーシップを発揮しながら、県勢の発展と地方の確かな自立を先導する自治体として成長していくことにあります。」</p> <p>理由① 新たな活力を創出する際に活かすものとして、「都市機能の集積」や「多様な地域の個性・特性」に加えて、是非「市民・事業者の力」を位置づけるべき。</p> <p>理由② 「イキイキとしたライフスタイルを実現」する主体(主語)は「市民」であるはず。それを新しい県都づくりのコンセプトの一つとするのでは文章の意味がおかしくなる。前半の最後に移したが、(そもそも異質な要素なので)文章の流れから考えれば省略しても差し支えなく、その方がスッキリする。</p> <p>理由③ 「元気なまちを創造」というフレーズは現市長の政策のキーワードであるので効果的な位置づけをすべきだと思われるが、原案のように「三重県との連携～地方の自立を先導する」という比較的大掛かりで格式張った表現がその修飾語として被さると、その持ち味が失われ、アンバランスになってしまうので、前半に移して、より基本的で主要なコンセプトに位置づける方がより効果的と思われる。</p> <p>理由④ 県との連携、県内外の都市との連携に触れつつ、「県勢の発展と地方の確かな自立を先導する」という修飾語を受けるに相応しい表現として「～自治体として成長していく」という表現が適切と考えられる。</p>	<p>新しい県都づくりは、あくまでも「生き生きとしたライフスタイルの実現」が主で、その結果として「元気なまち」が創造されるというイメージで捉えています。また、「市民、事業者の力」については、「生き生きとしたライフスタイルの実現」という表現に包含しています。市が新しい県都づくりの担い手となることはもちろんですが、津市を良くしようとする全ての市民、事業者を担い手として捉えていくことで、自治体としての組織の成長という内向きな視点ではなく、市民生活そのものが成長していくことが大切であると考えてます。</p>
30	14 ページ	<p>「少子高齢社会の到来など・・・」とあるが、「地球温暖化、少子高齢社会」に変えもらえないか。</p>	<p>本市のまちづくりを考えるうえで考慮すべき最も重要な情勢変化として、少子高齢社会の到来を例示しています。</p>
31	14 ページ	<p>「住みやすさ」→「住みよさ」の方が一般的ではないか</p>	<p>本試案では、「住みやすさ」という表現を統一的使用したいと考えています。</p>
32	14 ページ	<p>「新しい県都の姿を創造していく」の次に、「創意と工夫」という言葉を入れて、アイデア行政のキーワードとしてはどうか。</p>	<p>「新しい県都の姿を創造していく」は、まちづくりの成果としてのイメージであり、ここに創意工夫を入れることは文章構成上、難しいと考えています。しかし、創意工夫は今後のまちづくりにとって大切な視点であり、ご意見を踏まえ、「新しい県都の姿を創造していく」ことを説明する文章を「誰もが安心して暮らせる舞台づくりに創意と工夫を凝らすとともに、～」と修正します。</p>
33	14 ページ	<p>新しい県都の創造とありますが、意味がよく分かりません。県都云々は、第三者が結果として評価するものではないのでしょうか。市民の暮らしに直結するすることではないように思います。</p>	<p>従来の県都は、都道府県の県庁所在地として、政治、文化、経済の中心的機能の集積した都市のイメージが強かったように思います。しかし、合併によって、多様な地域特性を有する市町村が一つの自治体となったことを考慮すると、都市のイメージに偏らない、地域の特性や資源を積極的に活かすことを通じて、新しい県都の姿を創造していくことが求められていると考えています。また、こうした考え方を総合計画で明確に示すことで、第三者の評価にも結びついていくと考えています。</p>

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
34	14 ページ 三重県との連携、さらには県内外の都市との連携などにリーダーシップを発揮しながら	「三重県との連携、さらには県内外の都市との連携などにリーダーシップを発揮しながら」→「地域間の広域連携による地域ブランド力の向上を図りながら」としてはどうか。	新しい県都づくりを実現するために、三重県、あるいは県内外の他都市との連携などにリーダーシップを発揮する必要があると考えているものです。なお、ご提案の広域連携による地域ブランド力の向上については、今後のまちづくりにとって重要な視点であり、土地利用構想や重点プログラム等で具体的な取組方向を位置づけています。
35	15 ページ 安心 交流 元気	基本理念として安心、交流、元気の3つを掲げられていますが、今ひとつピンとこない。	3つの基本理念は、基本構想14ページの下から7行目以降の2つの段落で記述している「新しい県都づくり」に対する考え方をキーワードとして端的に表現したものです。したがって、3つの基本理念の根拠としては、「新しい県都づくり」に対する考え方にあると考えています。
36	15 ページ 安心 交流 元気	「安心」→「安心・安全」、「交流」→「交流・連携」としてはどうか。	3つの基本理念は、基本構想14ページの下から7行目以降の2つの段落で記述している「新しい県都づくり」に対する考え方をキーワードとして端的に表現したものです。したがって、3つの基本理念の根拠としては、「新しい県都づくり」に対する考え方にあると考えています。
37	15 ページ さらには多文化共生など	「さらには多文化共生」→「さらには男女共同参画や多文化共生」としてはどうか。	ご意見を踏まえ、修正します。
38	15 ページ 2 将来像	冒頭に「市民と市が協働して創る、」を入れてはどうか。原案では、無難な言葉だが、メッセージ性に乏しく、実質的な存在意義が感じられない。前述の修正案の特徴は、(市民と市の)協働を位置づけた点、市の将来像をつくるのは私たち市民なのだというメッセージを込めた点である。語呂が悪ければ「一緒に創ろう、」など工夫の余地はあると思われる。	将来像については、津市総合計画審議会、津市議会等のご意見を踏まえ、合併協議時に様々な議論を通じて策定された「新市まちづくり計画」の将来像を尊重、継承しています。
39	15 ページ 2 将来像	将来像として「環境と…美しい県都」とありますが、抽象的でその姿をイメージすることができにくい。これでは全員(市民、行政、事業者など)が共通の認識をもつことが難しいと思われます。例えば、健全な財政体質が確立維持され、行政力および市民力が向上し、協働も活発に実践されて、市民の暮らしが格段に向上している」とか…もう少し具体性を持たせた表現にしてはどうでしょうか。	将来像については、津市総合計画審議会、津市議会等のご意見を踏まえ、合併協議時に様々な議論を通じて策定された「新市まちづくり計画」の将来像を尊重、継承しています。
40	16 ページ 2 将来像	基本理念として図示された「安心」「交流」「元気」は、キーワードとしては理解されるが、基本理念にはならないのではないかと。市民の営みが見える10年先の津市の姿を画いて欲しい。	3つの基本理念は、基本構想14ページの下から7行目以降の2つの段落で記述している「新しい県都づくり」に対する考え方をキーワードとして端的に表現したものです。したがって、3つの基本理念の根拠としては、「新しい県都づくり」に対する考え方にあると考えています。



ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
41	16 ページ 3 想定人口	たった12行の文章の中に「人口減少社会(時代)」が4回も出てくる。p.14のところ で既に指摘したとおり、さも人口が急速に減少し続け、市の活力が著しく損なわれ てしまうような印象を受けるが、誤った先入観を与えるような記述であり不適切で はないか。人口増加にもメリット・デメリットがあったように、人口減少にもメリッ ト・デメリットがあるので、そのメリットを活かしつつ、デメリットに適切に対処してい けばよいと思われる。また、長期的に人口が減少することは、わが国全体の傾向なの で、悲観的に捉えるのではなく、全国的な取組みの中で、これからの津市のまちづく りを考える際の前提条件として踏まえる方が賢明だと思われる。	長期的に人口減少することは、あくまでも国全体の傾向であって、これを地域的 に見ていくと、様々な状況、様々な意見があります。津市議会、津市総合計画審議 会等の議論においても、人口減少を前提にメリット、デメリットに対応することが適 切と考える意見と、人口減少に伴うデメリットを重視し、県都としての成長可能性を 追求すべきだという意見が拮抗した状況です。このため、本試案においては、人口減 少社会への備えと同時に、県都としての成長に対する柔軟な対応を位置づけ、今 後の情勢変化に応じた弾力的なまちづくりの展開を図ることとしています。
42	16 ページ 3 想定人口	「その一方で」は、本市の人口減少傾向と成長可能性を追求すべきことを対立・ 対比させているが、「その中で」などでつないだ方がより適切ではないか。	ご意見を踏まえ、修正します。
43	16 ページ 3 想定人口	国土形成の動きとして「新たな国土軸の形成など」と記述されているが、5次にわ たって策定された全国総合開発計画は、根拠法が国土総合開発法から国土形成 計画法に、計画の名称も国土形成計画に改められることとなった。直前の五全総 「21世紀の国土のグランドデザイン」では「多軸型国土構造形成の基礎づくり」を基 本目標としていたが、新しい国土形成計画は当初の予定より遅れて未だ策定され ておらず、新しい国土軸の概念を打ち出すかどうかを含めて白紙の状態である。 従って、新しい国土形成の動きとして「新たな国土軸の形成」を記述することは不 適切ではないか(p.18にも同じ記述あり)。	新たな国土軸とは、新名神高速道路やリニア中央新幹線等を想定したものであ り、国土形成計画での位置づけが絶対条件とは考えていませんが、誤解を招かな いよう、ご指摘を踏まえて修正します。
44	16 ページ 3 想定人口	「県都としての成長に対する柔軟な対応」は「～成長を目指した柔軟な対応」と改 めてはどうか(表現の適正化)。	ご意見を踏まえ、修正します。
45	16 ページ 3 想定人口	「交流人口100万人の新たな創出」は、データや理論的な裏付けがある記述なの か。単に大きく見せる意図による、根拠の薄い概念であれば、書かない方がよいと 思われる。	交流人口100万人の新たな創出については、観光入込客を中心とした交流人口 の増加方策を前期基本計画で位置づけることとしています。
46	16 ページ 3 想定人口	そもそも論だが、この項自体が、人口が成長・市勢のすべての指標であるかのよ うな捉え方をしているが、それは如何なものか。人口に着目するのであれば、総人 口だけでなく、生産年齢人口や高齢者人口の動向にも着目して論じるべきではな いか。	この項は、都市の成長を人口指標として捉えることを意図したものではなく、想定 人口の在り方を通じて、今後のまちづくりの基本的な考え方を示そうとしたもので す。具体的には、想定人口に幅を持たせることで、変化の時代に対応したまちづく りの必要性を、また、交流人口の目標を具体的に位置づけることで、市民の活動を 基盤とした活力創造の必要性に言及しようとしたものです。
第2章 まちづくりの目標			

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
47	17 ページ 1 美しい環境と共生するまちづくり	「快適でゆとりある暮らしを実現していく」ためには「環境負荷が少ない暮らしを実現していく」という文章になっている点はおかしい。また、「資源循環型社会の形成による」はなくても文意は通じる。後段の講ずべき事項の内容も整理した方がよいと思われる。以上のことから、4行の文章を以下のように改めてはどうか。 「環境と共生した暮らしと活力ある産業の振興を実現していくためには、自然環境の保全、コンパクトな都市構造の実現、環境負荷の少ない生活や経済活動を支える仕組み、環境活動の育成・推進などが必要となります。」	まちづくりの目標は、新市まちづくり計画の基本理念を踏まえて設定したもので、このうち、「美しい環境と共生するまちづくり」については、主として環境分野の取組目標を示しています。ご提言の中の「活力ある産業の振興」については、別に目標設定を行っていますので、この点を考慮しながら、修正します。
48	17 ページ 2 安全で安心して暮らせるまちづくり	最初の文章の「を願っています」は、主語がはっきりせず、不適切。例えば「が望まれるところです」に改めてはどうか。併せて、次の「この願いの実現には」も、「そのためには」に改めるべき。地震、集中豪雨、火災、犯罪、事故などは一連のもので、「また、」で改行はしない方がよい。社会問題としては「教育問題、地域医療の崩壊」なども入れるべきではないか。 「気候変動による集中豪雨」は、敢えて絞り込む必要もないので、単に「集中豪雨」あるいは「大雨」でよい。その前に「台風や」を追加すべき。 「(~などの自然災害に対する)十分な備え」と言う表現では不十分(消極的)であり、「~に対して強いまちづくりと十分な対策」とすべきではないか。 後段の「このため」以降の講ずべき事項の表現が「~暮らしの場を整えるなど」だけでは貧弱で消極的であり、市民が安心できるような具体的で力強い内容を記述すべきではないか。	ご意見を踏まえ、修正します。  なお、「……十分な備え」災害等に関する記載については、他の項目とトーンを合わせた表現としていますが、積極的に取り組む目標であると考えています。また、「~暮らしの場を整えるなど」の表現についても、「安全で安心して暮らせるまちづくり」が防災、救急・消防、防犯、地域医療、地域福祉など、広範囲にわたることから、これらを総合した「暮らしの場づくり」という表現としています。
49	17 ページ 2 安全で安心して暮らせるまちづくり	次の視点も加味して下さい。 日々の生活を通して育んできた地域社会の生活環境の急変は、地域社会を破壊します。具体的な例としては、突然の高層マンションの建設があります。建設により周辺地域ならびに入居者に様々な環境被害や心身の健康障害が発生します。土地の高度利用を否定するものではありません。適正な高さがあると云うことです。	高層マンションの高さ規制の在り方については、都市計画法に基づく用途地域を基本として、容積率や建蔽率などによって規制を加えていることです。 ご指摘の適正な高さについては、土地所有者の権利と居住者の住環境の保全・維持という相反する議論があり、大変難しい側面がありますので、用途地域を基本としつつ、他市の事例や景観上の視点も加味し、都市マスタープランなど諸計画の策定などを通じて検討していきたいと考えています。
50	17 ページ 3 豊かな文化と心を育むまちづくり	「まちの魅力」には、自然環境、景観、歴史的町並み、施設、文化・芸能、スポーツ、市民活動、産業、観光など多種多様なものがあるが、冒頭の文章はそのごく一部しか語っていないので、文末を「(育んで)いくという一面があります」とすべきではないか。 中ほどの「安心で快適な暮らしの舞台の上で、地域に愛着と誇りを持つ市民の手によって地域の魅力が磨き上げられていくことで、暮らしが輝くまちを形づくっていくことができます」は、文章全体にわたって甚だ訳の分からない内容であり、全面的に書き直すべき(修文不能)	固有の文化と新たな活力は、人々の様々な活動によって育まれるという文意であり、ご指摘のような「まちの魅力」を説明しようと意図したものではありませんが、誤解を招かないよう、分かりやすい表現に改めます。なお、中ほどの文章は、都市というものを様々な活動の舞台装置と捉えたときに、暮らしの輝きは、都市という暮らしの舞台の上で様々な活動が演じられることを意図しています。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
51	18 ページ 4 活力のあるまちづくり	この項では、交通ネットワーク、都市整備、産業振興について論じているが、何も具体的なことに言及していない。まちづくりの目標として具体的なイメージが見えるよう、どのような交通ネットワークを形成していくのか、どの産業をどのように振興していくのかについて、特に重点を置くポイントを明示すべき。	交通ネットワーク、都市整備、産業振興の大きな方向性として、新たな連携と交流を創出し、本市の求心力を高めていく観点に立った取組を進めることを明確にしています。その具体的な方策については、土地利用構想の中で位置づけています。
52	18 ページ 5 参加と協働のまちづくり	前段では、市民の知識や行動力を活かすことが必要だということを当然の前提として書かれているが、まず、「従来のように行政にお任せ、無関心ではなく、これからは市民一人ひとりが関心を持ち、主体的に参加し、協力し合うことが重要だ」という認識を明記すべきではないか。 前段と後段の文章の最後を見ると、「参加と協働によるまちづくりが必要となります」このため「参加と協働のまちづくりをめざします」というつながりになっているが、論理的な文章構成になっていない。 後段では、市民の自主的な活動が活性化されることによって、「ユニバーサルデザインの浸透」「男女共同参画社会の実現」「多文化共生社会の実現」につながるよう書かれているが、それでは論理の飛躍があり過ぎる。	前段と後段の文章の最後を見ると、「参加と協働によるまちづくりが必要となります」このため「参加と協働のまちづくりをめざします」というつながりになっているとのご意見については、文章の整理を行います。また、市民の自主的な活動が活性化されることによって、「ユニバーサルデザインの浸透」「男女共同参画社会の実現」「多文化共生社会の実現」につながるよう書かれているが、それでは論理の飛躍があり過ぎるとのご意見ですが、市民の自主的な活動を支援すること等によって政策誘導することを意図しています。
53	18 ページ 5 参加と協働のまちづくり	「市民の知識」を「市民のアイデア(知恵)」へ変更できないでしょうか。これから迎えます都市間競争に打ち勝つ為に、知恵とかアイデアの重要性がポイントになることだと確信します。	ご意見を踏まえ、修正します。
54	18 ページ 5 参加と協働のまちづくり	次の視点も加味して下さい。 毎日の生活を通じて強く感じていることの一つに、住民一人ひとりと行政の間に距離感があります。そう感じる要因の一つとして、住民一人ひとりと行政の間に双方向性の機能を備えた接点が弱く、特にボトムアップ機能に問題があるのではないかと考えます。特定の代表者や団体等だけではなく、市民一人ひとりが主体的に行政とコミュニケーションできる仕組みと運用が望まれます。	合併後、市民と行政との距離が遠くなったことを懸念するご意見をいただきますが、市民が主体的に行政とのコミュニケーションが図れるよう、例えば、総合計画の策定に当たっては、元気づくりプランの公募や、まちづくりを共に考える機会として「まちづくりフォーラム」を連続的に開催するなど、市民との接点をより多く持つような取組を進めています。また、総合支所についても、より身近に感じていただけるよう、地域における行政サービスの拠点としての役割を高めていきたいと考えています。
<b>第3章 土地利用構想</b>			
55	19 ページ 1 土地利用の基本方針 (1) 計画的な土地利用の推進	「人口に見合った市街地の規模への誘導」は考え方としては望ましい方向ではあるが、現実的に「市街地の縮小」を実現していけるのか、「人口に見合った市街地の規模」を定量的に明らかにできるのか、という命題に答えることができなければ、安易に「めざします」と書くことは再考すべきではないか。真剣にこれを実現しようとするのであれば、まず市街地の新規拡大は一切認めないという方針を決めて堅持しなければならぬことになるが、果たしてそれが可能か(つまり、「(4) 成長可能を引き出す土地利用の誘導」はそっくり取り下げる必要が出てくるのではないか)。	想定人口に幅を持たせており、「人口に見合った市街地の規模への誘導」については、必ずしも市街地の縮小だけを意味するものではなく、県都としての成長可能性とのバランスの中で判断することになっています。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
56 19 ページ	1 土地利用の基本方針 (2) 災害に強いまちづくりの推進	<p>災害に強いまちづくりを推進するためには、「河川の改修」を重要施策として追加すべき。また、火災(特に市街地火災)に関しては、「建築物の不燃化」を追加すべき。</p> <p>「活断層等の付近や浸水等の災害発生に著しく影響を受ける区域等」と明記するからには、その前提として、該当する区域を具体的に特定できて、それを公表できることが必要だが、それは可能なか(困難・不可能なら表現を見直すべき)。「都市的な土地利用の抑制を図る」とは、土地利用の制限・禁止も含む意味と解釈されるが、本当にそれが可能なか。現実的に困難なことを記述しているように思われるので、その場合は表現を見直すべき。</p>	<p>ご指摘の「河川の改修」についてはご意見を踏まえ、修正します。また、「建築物の不燃化」については建築基準法にの定めを遵守するよう指導しています。</p> <p>活断層等の位置については三重県が位置を示していますし、浸水については、本市において、洪水ハザードマップの作成を予定しています。なお、「都市的な土地利用の抑制を図る」とは、土地利用の制限・禁止も含む意味と解釈されるが…とのご指摘につきましては、現段階では、規制、制限するものではないものの、災害発生に著しく影響を受ける区域等が判明した場合については、土地利用上の配慮に努めるとともに、将来的な土地利用の抑制等の検討も必要と考えています。</p>
57 19 ページ	1 土地利用の基本方針 (3) 地域特性に応じた暮らしの場の形成	<p>居住人口の増加を図ることは確かに都市機能の充実・強化に資するが、どのような住宅を供給すべきかについては、標題のとおり「地域特性に応じ」で考慮すべきなので、ここでは「民間の集合住宅等の整備」と断定的に書くべきではなく、単に「住宅(あるいは都市型住宅)の供給」とすべき。なお、単に民間のマンションが立てば中心市街地が活性化するかのような短絡的な考え方に関しては、商業ベースのマンション建設が街並みや居住環境に悪影響を及ぼす危険性もあることによく留意することが求められる。また、中心市街地等の都市機能の充実・強化のためには、まず公共施設が率先して立地することが大きな鍵を握ることから、「公共施設の先導的な立地」を追加すべき。</p> <p>第2段落において「コンパクトな生活圏の形成をめざす」ためには、生活拠点の機能強化とともに「地域公共交通の整備」がセットで進められることが不可欠であり、「地域公共交通との連携に留意しつつ」を追加すべき。また、「コンパクトな生活圏の形成」とは、既成市街地への諸機能の集中促進と同時に、現に低密度に広がった土地利用・施設立地の抑制・縮小・撤退の促進も不可欠であり、両者相まって初めて実現するわけだが、特に後者について現実に具体的施策に取り組む意思を表しているものなのか(後で指摘する点を勧案すると、実際に実施することは身を切るように大変なことなので、より慎重な検討が必要と思われる)</p>	<p>「民間集合住宅等…」の記述につきましては、今後、行政による新規の市営住宅等の供給は想定しておらず、民間活力による住宅供給、都心居住を促進していきたいとの考えより、記述してあるものです。またマンション等の建設による居住環境の在り方については、都市計画法に基づく用途地域を基本として、容積率や建蔽率などによって規制を加えているところですが、用途地域を基本としつつ、他市の事例や景観上の視点も加味し、都市マスタープランなど諸計画の策定などを通じて検討していきたいと考えています。また、「公共施設の先導的な立地」の記述をとのご指摘については、すでに中心市街地等の地域は、公共施設が集積した地域であると認識しています。</p> <p>第2段落の記述につきましては、合併により広大となった市域において、旧市町村ごとにそれぞれの生活の拠点が形成されている現況を考慮したものであり今後の人口減少社会を見据え、現在形成されているそれぞれの生活圏をいたずらに拡大させないことをめざすものです。</p> <p>また、「地域公共交通の整備」については重要な観点であると認識しているところであり、「交通ネットワークの整備」という表現の中で、「道路等のネットワークの整備、充実」とあわせた表現としています。なお、「3 まちづくりの骨格形成」において、「(2) 交通ネットワークの形成」でのご指摘の点も踏まえ、より詳しい記述としています。</p>
58 19 ページ	(3) 地域特性に応じた暮らしの場の形成	<p>「市街地においては、景観に配慮しつつ、」→「市街地においては、高齢者や景観に配慮しつつ、」としてはどうか。</p>	<p>本基本構想の施策体系の考え方として、「5 参加と協働のまちづくり」の「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」は1～4までの各施策全てに共通する概念であるとの考え方により位置づけている項目であり、高齢者をはじめとしたすべての市民が自由に社会参加できるユニバーサルデザインの理念に基づくまちづくりを推進することとしていることから、当該箇所についても、これらの観点を踏まえたうえで、市街地の整備の方針について示しています。</p>

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
59 20 ページ	1 土地利用の基本方針 (4) 成長可能性を引き出す土地利用の誘導	前段の「将来の人口減少時代において過大とならない範囲で、本市の成長可能性を引き出すための計画的な土地利用」は、アの「人口に見合った市街地の規模への誘導」やウの「コンパクトな生活圏の形成」と明らかに矛盾し、両立できないのである。「『あれもこれも』ではなく『あれかこれか』『選択と集中の時代』との声に従い、政策の選択を明確にすべき。 後段で「津インターチェンジ周辺」という特定の地域が出てくるが、(1)～(6)で列挙されている「土地利用の基本方針に関する考え方」としては明らかに異質であり違和感があるため、特定の地域名は記述すべきではないのではないか。また、郊外部に集客・交流機能を持った大規模な商業・サービス施設が整備されれば、中心市街地の活力が損なわれることはあっても、「互いに相乗効果を引き出す」ということは(近接して一体的に整備するのでない限り)常識的にありえないし、そのような実例はどこにも存在しない。従って、虚構の理論構成によって記述することはやめるべき。	想定人口については、幅を持たせており、「人口に見合った市街地の規模への誘導」は、必ずしも市街地の縮小だけを意味するものではなく、県都としての成長可能性とのバランスの中で判断することになっています。このような考え方に立てば、本市の成長可能性を引き出すための計画的な土地利用とは直ちに矛盾するものではないと考えています。 また、津インターチェンジ周辺の土地利用として、集客・交流機能を持った大規模な商業・サービス施設の整備を前提としているようですが、まちづくり3法の趣旨からも、ご指摘のような土地利用は、実現性が乏しいのではないかと考えています。本試案に示すように、津インターチェンジについては、中心市街地との相乗効果が持てるような土地利用の在り方を模索する必要があると考えています。
60 20 ページ	(4) 成長可能性を引き出す土地利用の誘導 特に津インターチェンジ周辺など…都市機能の整備に努めます。	限られた財源の中で効率的な行政経営を厳に求められている中、現状において基本構想にこのように位置づけることは適当ではない。 ※新産業交流拠点に関する意見と同じ理由による。	人口減少社会を迎え、限られた財源の中でまちづくりを展開するためには、徹底した行財政改革による財政構造の見直しと、積極的な歳入確保による独立性の高い行政経営の実現が不可欠であると考えています。そのため、人口減少時代のまちづくりを基本に置きつつ、県都としての本市の成長可能性を引き出すための計画的な土地利用の誘導を位置づけ、活力あるまちづくりを進めていこうとするものです。津インターチェンジ周辺地区においては、圏域内外との交通結節点であり、ポテンシャルも高いことから、新たな連携と交流を創出する産業の集積や都市施設の配置など、中心市街地との相乗効果が持てるような土地利用を模索しつつ、成長可能性を追求することにより、地域経済の振興、交流人口の拡大など、本市のさらなる成長に寄与するものと考えております。
61 20 ページ	1 土地利用の基本方針 (5) 豊かな自然環境の保全・活用	「ニーズに対応した」に続くのは「施策」とか「取組み」などが妥当ではないか。また、「環境整備」が「対象地区の整備工事」のことを言っているのか、「条件整備」のような意味で用いているのか曖昧である。以上を踏まえ、文意が明確な表現に改めるべき。	当該項目は、土地利用の基本的な方針であることから、対象地域の整備や条件整備等を包含した表現としています。
62 20 ページ	1 土地利用の基本方針 (6) 良好な農村集落と魅力的な田園環境の形成	1段落目の文末は「に努めます」となっており、市が自ら事業を行うかのような表現になっているが、民間や住民による事業・取組みもあり得ることから、「を推進します」とした方がよいのではないか。	ご意見を踏まえ、修正します。
63 21 ページ	2 ゾーン別の土地利用方針【都市ゾーン】	最後から2行目「新たな都市機能の誘導を促進する」は、新規に市街地を開発することを意味しているものと解釈されるが、前述の意見と同様、1におけるアの「人口に見合った市街地の規模への誘導」やウの「コンパクトな生活圏の形成」と矛盾するのではないか。	「新たな都市機能の誘導を促進する」とは、新規に市街地を開発することを前提としたものではなく、既成市街地への都市機能の誘導を含めた取組を想定しています。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
64	21 ページ 交流拠点	中心市街地の衰退は明白で、このまま進行すればドーナツの中心円が広がる減少は確実で、かなり進行中です。大型商業施設が郊外に立地して市中心部を困らせたため、大店法の緩和が大きく影響しているものと考えられます。この対策として、公私営の集合住宅の建設、公的施設(リージョンプラザ、体育館、公民館)の積極的な公開、並びに市や諸団体の祝祭行事の開催を望みます。	大門・丸之内地区等の中心市街地については、本市を代表する交流拠点であることから、都市核としての位置づけを行っているとともに、歴史文化拠点にも位置づけるなど、多様な交流連携の機会を拡大しつつ、交流機能の向上を図っていきたいと考えています。このため、都心居住の促進やイベント等の開催、また、訪れやすい環境の整備充実など、賑わいのある中心市街地の再生を図りつつ、都市活動を支える居住、商業・業務、文化、交流などの多様な機能が複合化した機能の整備を進めていくこととしています。
65	21 ページ 交流拠点	総合計画」の中に「中心市街地認定申請」の項目を明確化させること。	中心市街地の活性化については、本市の主要課題のひとつであると認識しており、本基本構想の中でも中心市街地を交流拠点の中心である都市核に位置づけるとともに、歴史文化拠点にも位置づけ、まちづくりの施策体系においても、中心市街地の再生を図っていくこととしています。中心市街地の認定の申請につきましては民間等による事業の動向も見極めながら、新都心軸の形成に向けた取組とあわせ、前向きに検討をしていきたいと考えています。
66	23 ページ 3 まちづくり骨格の形成方向	「まちづくり骨格」という言葉は日本語としておかしいので、「まちの骨格」「まちの骨格形成」などとしてはどうか。 周辺や広域など「市外」との関係性を強く意識した文章になっているが、それ以上に、「津市」のまちづくりを進めていく上で、その骨格をどのような形・内容にしていくのかという考え方を明確に示すべき。	「まちづくり骨格」という表現については、ご意見を踏まえ、修正します。また、まちづくりを進めていく上で、広域的な連携、交流を育むという点を強調することで、地域資源を積極的に活用し、その魅力を高めていくことを意図しています。特に、拠点の形成に向けた取組方向については、重点プログラムの中に位置づけることを予定しています。
67	23 ページ 3 まちづくり骨格の形成方向 (1) 拠点の配置	まちの骨格というものは、点、線、面など多様な要素が多様なスペックで複雑に組み合わせられる形で構成されるはずだが、この項では点(拠点)のみを記述しており、(次項に「広域のネットワーク」が記述されているものの)骨格の構成としては単純すぎて実態に適合せず、不適切ではないか。そもそも、「拠点」というのは、一箇所に機能を集中させて中心的な役割や地位を与えることによって、周辺への波及効果を生じさせたり、ネットワークを機動的に機能させていくことが期待されるものであるが、ここでは、そのような意味合いを持たないものまで含めて「拠点」という言葉が頻繁に用いられており、用語の定義と用法を見直すべき。	「拠点」については、本市が有する様々な地域資源を積極的に活用し、その魅力を高めることを重視して配置しています。基本理念の中で、地域の個性・特性を認め合うことの必要性を指摘していますが、合併前の市町村の取組や地域資源を新市として効果的な形で発展させていく方向性を示すことが求められていると考えています。また、土地利用構想では、拠点の配置と道路骨格との関連を中心に描いていますが、拠点の活かし方については、重点プログラムの一つである「まちづくり戦略プログラム」で方向性を位置づけることにしています。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
68	23 ページ (1) 拠点の配置 【産業拠点】	最後の「を進め」までは、研究開発型の産業が現状で不十分な領域であることから、その新規の育成や立地促進に取り組むことを述べており、市内の既存産業に関する記述とは区別されるべき。新規開発も重要ではあるが、今後の成熟時代においては、既存産業ストックの再活性化・振興・高度化にこそ優先的に重点を置いて取り組むべきであり、「を進め」以下を「～を進めるとともに、既存産業の活性化、高度化に積極的に取り組みます。」と改めるべき。	ご意見を踏まえ、修正します。
69	23 ページ (1) 拠点の配置 【産業拠点】	産業振興の拠点として造成された、あのつ台の企業用地は売れ行きが良好とは言えず、現在の45%から65%ぐらいになるよう、今後5年間に誘致活動に努めてもらいたい。誘致すれば税収面でもかなり貢献すると考えます。	産業拠点として位置づけた中勢北部サイエンスシティの立地状況については、平成19年12月5日現在、立地決定企業数＝34社、同分譲率＝61.8%（現在造成済区画のみ）、43.2%（全体計画）です。 今後の見通しといたしまして、現在も数社と具体的な誘致交渉を行っているところですが、現在造成済区画については、前期基本計画期間内（H20～H24年度）に、100%立地決定となるよう、今後も積極的、多面的な企業誘致活動に努めたいと思います。 なお、全分譲地に立地した場合の市税収入（固定資産税、都市計画税、法人市民税、市民税）は、年間17億円程度と推定しています。また、全分譲地の概算販売収入は約260億円程度を見込んでいますが、企業立地は税収効果だけではなく、地元市民・学生の雇用、企業関係者の転入、市内業者との取引・消費財等の購入など、多面的な波及効果が期待されるものと考えております。
70	23 ページ (1) 拠点の配置 【新産業交流拠点】	p.20ではあくまで「例示」だったが、ここでは特定の地区として「津インターチェンジ周辺地区」の整備を力強く記述している。4月26日に開催された第3回津市総合計画審議会において、委員からこの件に関する調査結果を審議会委員に配るよう求められた市事務局が「これにつきましては、あくまでも旧市のほうで作成した内容でございますので、新市ではまだオーソライズがされたわけではございません」と答えている。そのとおりだとすると、新・津市においてオーソライズされていない具体的な内容が唐突に総合計画に明記されることになり不適切なもので、この記述は削除すべき。何らかの形で記述するにしても、具体的な整備イメージが示されていない状況でこのようにかなり大上段に振りかざした表現を用いることは再考すべきではないか。 「中心市街地の活性化にも波及効果をもたらす新たな産業機能」という素晴らしいものが本当であれば津市のみならず全国の地方都市が衰退の危機から救われる可能性があるが、具体的に明示できるものがなくてこのように記述しているのであれば、見直すべき。	津インターチェンジ周辺の土地利用については、旧津市が策定した第4次津市総合計画において、新市街地の形成として位置づけられています。第3回津市総合計画審議会での議論は、土地利用の具体化を図るうえでの一つの調査結果であり、その調査内容についてオーソライズされていないことを説明したものです。本試案では、新産業交流拠点としての位置づけを行っていますが、この点については、津市総合計画審議会等での議論がありますので、これらを踏まえて検討したいと考えています。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
71	23 ページ 【新産業交流拠点】 津インターチェンジ周辺地区を・・・圏域内外との交流を展開する拠点として整備をめざします。	口当たりのいい文言が並べられているが、具体的にどのような機能、施設が、誰によって整備され、どんな拠点になるのか。 豊富な資料や専門的な検討の結果によって裏づけされているのか。 多くの市民の声、議会での十分な論議など、津市としてのコンセンサスが形成されているのか。 限られた財源の中で効率的な行政経営を厳に求められている中、現状において基本構想にこのように位置づけることは適当ではない。	津インターチェンジ周辺の土地利用については、新市としての新たな取組方向として、新産業交流拠点を位置づけ、提案しているものです。その背景には、①現在、産業業務機能の受け皿となっている中勢北部サイエンスシティは、今後10年間で造成区域の分譲を終える予定であること、②現在の中心市街地については、複数の拠点を配置することで都市核としての充実を図ることとしているが、広がった市域を考慮すると、今の中心市街地のエリアだけでは対応は難しいと二組について検討の余地があること、③中部国際空港への海上アクセスや新名神高速道路などの交通アクセスの向上によって、中心市街地の活性化に波及効果をもたらすような新たな産業展開の可能性を模索する可能性があること、④まちづくり3法の趣旨からも、郊外への大規模商業施設等の立地が難しくなったこと。以上の点等を踏まえると、中心市街地の活性化にとっても、議論すべき課題であると考えています。
72	23 ページ (1) 拠点の配置 【産業拠点】	津インターチェンジ周辺には、現在「津芸芸農協」と「メッセウイングみえ」のみです。丸之内、立町地区の整備終了後、都市間競争に打ち勝つ施設の魅力を高めるため、下記の整備を希望します。 ・ファミリー向けアミューズメント施設（動物園などを入れた遊園地） ・津ドームを核にスポーツ関連施設 ・県内外からの集客が可能なショッピングセンターの誘致 ・環境文化産業の見学コース など	圏域内外との交通結節点であり、ポテンシャルも高い津インターチェンジ周辺地区については、人口減少時代のまちづくりを基本に置きつつ、県都としての本市の成長可能性を引き出すため、新産業交流拠点としての計画的な土地利用の誘導を位置づけています。今後、新たな連携と交流を創出する産業の集積や都市施設の配置など、中心市街地との相乗効果が持てるような土地利用の在り方を模索しつつ、本市のさらなる成長可能性を追求することにより、地域経済の振興、交流人口の拡大など活力あるまちづくりを進めていきたいと考えています。
73	23 ページ 【新産業交流拠点】	インター周辺の「新産業交流の拠点」の文言を使用しないこと。その内容をつまみ、どういう産業かを「中学生でもわかるような、具体的産業として明確化すること」	本計画においては、県都としての本市の成長可能性を引き出すための計画的な土地利用の誘導を位置づけ、津インターチェンジ周辺の土地利用については、新たな取組方向として、新産業交流拠点を位置づけ、提案しているものです。 その背景には、①現在、産業業務機能の受け皿となっている中勢北部サイエンスシティは、今後10年間で造成区域の分譲を終える予定であること、②現在の中心市街地については、複数の拠点を配置することで都市核としての充実を図ることとしているが、広がった市域を考慮すると、今の中心市街地のエリアだけでは取組が難しい取組について検討の余地があること、③中部国際空港への海上アクセスや新名神高速道路などの交通アクセスの向上によって、中心市街地の活性化に波及効果をもたらすような新たな産業展開の可能性を模索する可能性があること、④まちづくり3法の趣旨からも、郊外への大規模商業施設等の立地が難しくなったこと。以上の点等を踏まえた、議論が必要であると考えています。津インターチェンジ周辺の土地利用については、例えば、世界からの海の玄関口である津なぎまの活かした機能、新名神高速道路や中勢バイパス開通による圏域内外との結節点という立地を活かした公的施設等の都市機能の配置、また、恵まれた農業資源を活かした機能の導入や改正されたまちづくり3法の趣旨を踏まえた誘客施設など、本市の求心力を高めたいために多大な可能性を持ったポテンシャルの高い土地であると考えているところです。その具体化については、広大な市域を持つ県都としてふさわしい土地利用のあり方を明確にするため、津なぎさまちから大門・丸之内地区を経て津インターチェンジ周辺のゾーンについて、総合的かつ一体的な取組が必要であると考えていますことから、重点プログラムにも位置づけを行い、調査・研究を行うなど、行政、関係者、有識者等が一体となって本市の新都心軸の形成に向けた取組を進めたいと考えています。



ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
74 24 ページ	(2) 広域交通ネットワークの形成	<p>この項では、前半で広域、後半で域内という形で、両方の交通ネットワークのあり方について記述しているから、標題の「広域」は削除すべき。</p> <p>第1段落と第2段落は一体であり、「このため」で改行せず、続けるべき。</p> <p>第3段落から「域内の交通ネットワーク」に関する記述に転ずるので、接続語は「また」ではなく、「一方」を用いるべき。</p> <p>第4段落は、広域・域内の区別を離れ、別テーマである「新たな公共交通ネットワークの導入」について記述していることから、接続語は「また」を用いるべき。</p> <p>「新たな公共交通サービスの導入」より、まず、「バスや鉄道などの(既存の)公共交通ネットワークの形成」を優先させるため、先に記述すべき。また、「新たな公共交通サービス」の具体的モードを例示すべき。以上を踏まえ、最後の第4段落は以下のように改めてはどうか。</p> <p>「また、自動車交通の利便性とどまらず、バスや鉄道などの公共交通の有機的な連携や、地域の特性に合ったコミュニティ交通の導入など、市民のだれもが移動のしやすい総合的な交通ネットワークの形成をめざすとともに、LRT、モノレールなどの新たな公共交通サービスの導入可能性についての研究に取り組みます。」</p> <p>p.25の図において兵庫県を省略するとむしろ不自然であり、最低限、海岸線と県名程度は記載すべきではないか。</p>	ご意見を踏まえ、修正します。
<b>第4章 まちづくりの施策体系</b>			
75 27 ページ	まちづくりの施策体系	<p>この章では「施策体系」を記述しているのであって、個別施策までは具体的に踏み込んでいないのであれば、基本理念ー将来像ーまちづくりの目標ー施策体系ー施策ー事務事業という段階構成を念頭に置き、「次の施策体系に沿って」と「事務事業」の間に「各施策、」を挿入すべき。</p> <p>20事業については、過去の経緯を踏まえると取り扱いが難しいとは言え、曖昧にしたままにすべきではなく、総合計画においてその取扱い方針を明確にすべき(例:原案どおり全部実施、全部実施するがその内容は適宜見直し、精査して必要な事業のみを内容を精査して実施、など)。必ずしも20事業全部を現案どおり実施するわけではない、という前提に立つのであれば、「事業のあり方を検討し」以下の部分は、「事業の必要性及びその内容を精査・吟味した上で、実施すべき事業を推進します」などに改めるべき。</p>	この項では、施策体系と同時に施策の方向性についても位置づけています。基本理念から事務事業までの関連性を厳密に捉えれば、ご指摘のとおりですが、施策体系は、施策を系統立てて分類したものであり、個々の施策の効果的な推進というよりは、施策の分類に沿って事務事業を効果的に進めるという意味合いを強調しています。なお、20事業については、ご指摘のような精査・吟味にとどまらず、新市としての効果的な事業の在り方を検討し、前記基本計画に位置づけることとしています。
76 27 ページ	1 美しい環境と共生するまちづくり (1) 循環型社会の形成	4つ目の○において、「市民が自主的に環境行動に取り組むための拠点を整備しつつ」は、具体的な「拠点」(施設、箱モノ)の整備を予定しているのであれば、「～に取り組むことを推進するため」とした方が妥当な表現であり、文章構成も適切になるのではないかと。	市民が自主的に環境行動に取り組むための拠点については、既存の公共施設を活用し、平成19年度から具体化に取り組んでいる市民エコ活動センターの設置などを予定しています。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
77 28 ページ	1 美しい環境と共生するまちづくり (3) 快適な生活空間の形成	<p>2つ目の○において、市街地における良好な住環境の形成を図るためには、施策対象は土地利用だけでなく、施設整備、植樹緑化、景観・デザインなども挙げられるし、手法としては規制ばかりでなく、誘導、支援など多様なものがあるので、最初の文章は、例えば以下のように改めるべき(表現の適正化を含む)。 「市街地における良好な住環境の形成を図るため、地区計画制度の活用を通じた建築物や土地利用の規制誘導を始め、様々な規制誘導支援策の活用を図ります。」</p> <p>また、郊外部の既存集落については、現状において良好な住環境が形成されていてそれが損なわれないことが重要な場合もある(つまり、特に整備事業を施さない場合もある)ので、「住環境の整備」の次に「保全」を追加すべき。</p> <p>3つ目の○において、景観法を踏まえ、景観行政にしっかりと取り組む姿勢を明確にするため、景観行政団体となり、景観計画の策定等に取り組むことを明記してはどうか。</p> <p>また、建築物等についての良好な景観を形成するためには、新規投資を誘導することのみならず既存の良好なストックを維持保全するための規制も併せて必要であることから、「誘導」の前に「規制」を追加すべき。</p> <p>4つ目の○において、表現を適正化するため、以下のように改めるべき。 「市民が安全で快適に利用できる場の確保を図るなど」→「市民が安全で快適に利用できるよう」 ※「維持管理と整備を進めます」につなげるには、このような表現でよい。 「親水空間としての形成を促し」→「親水空間としての機能も重視して」 ※公共物である河川、海岸等に対して「～空間としての形成を促す」はおかしい。</p>	<p>(2つ目の○について) 「様々な規制誘導支援策の活用」について、新たな財政負担がともなう支援策については、更なる検討が必要であり、現状においては、地区という身近な単位で、地区にお住まいの住民の方々が主役となり、話し合い、考えを出し合っていたいただき、地域の実情に応じた計画を地区計画制度を活用して定めていただくことが、良好な住環境の形成には有効であろうと考えております。 「住環境の整備」の次に「保全」を追加すべきという点につきましては、ご意見を踏まえ「整備・保全」と修正します。</p> <p>(3つ目の○について) 景観行政団体となり、景観計画の策定等に取り組むことについては、ご意見と同趣旨にて基本計画案に施策として明記しています。 「誘導」の前に「規制」を追加についても、景観行政団体となって景観計画を策定する場合、景観法に基づき良好な景観形成のための行為の制限に関する事項を定める必要があり、「規制」といったことも含めた誘導と考えております。</p> <p>(4つ目の○について) ご意見を踏まえ、修正します。</p>
78 28 ページ	1 美しい環境と共生するまちづくり (3) 快適な生活空間の形成	<p>前記の意見に対応しているものと理解しますがいかがでしょうか。 (再掲) 次の視点も加味して下さい。 日々の生活を通して育んできた地域社会の生活環境の急変は、地域社会を破壊します。具体的な例としては、突然の高層マンションの建設があります。建設により周辺地域ならびに入居者に様々な環境被害や心身の健康障害が発生します。土地の高度利用を否定するものではありません。適正な高さがあると云うことです。</p>	<p>高層マンションの高さ規制の在り方については、都市計画法に基づく用途地域を基本として、容積率や建蔽率などによって規制を加えているところです。 ご指摘の適正な高さについては、土地所有者の権利と居住者の住環境の保全・維持という相反する議論があり、大変難しい側面がありますので、用途地域を基本としつつ、他市の事例や景観上の視点も加味し、都市マスタープランなど諸計画の策定などを通じて検討していきたいと考えています。</p>
79 28 ページ	(3) 快適な生活空間の形成 地区計画制度の活用促進	<p>地区計画制度の活用促進とありますが、地区計画の作成に当たっては、地区の代表者ではなく、住民の一人ひとりが参画でき、住民が主体的に作成できる進め方をして下さい。</p>	<p>地区計画については、住民等の方々の意見を反映しつつ地区単位できめ細かなまちづくりを進める、住民の方々に最も身近な都市計画でありますことから、その決定については、都市計画法やそれに基づく条例で、事前に地区計画の原案を縦覧し、住民の方々の意見や土地所有者等の意見を求めて策定していくこととなります。</p>
80 28 ページ	1 美しい環境と共生するまちづくり (4) 生活基盤の整備	<p>3つ目の○において、生活道路を「すべての人に優しい道路空間」とするためには、まずそれらがネットワークを形成することが前提として求められ、その上で、備える「質」として安全性やバリアフリーが求められるのではないかと。従って、「図るため」の次に「道路ネットワークの形成に努めるとともに、」を追加すべき。また、「狭あいな道路の拡幅整備などを行うとともに、」は「狭あいな道路の拡幅や歩道の整備や」とした方がより適当ではないかと。</p>	<p>この項目における生活道路については、市民の日常生活に密着した生活道路の改良、維持、修繕等を中心とした項目としており、これら道路と幹線道路等のアクセスや計画的な整備、道路ネットワークの形成については、「(2)交流機能の向上」の項目において整理をしています。 なお、後段については、「…狭あいな道路の拡幅や歩道の整備など…」とし修正します。</p>

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
81 29 ページ	2 安全で安心して暮らせるまちづくり (1) 安全なまちづくりの推進	1つ目の○の後段において、「住宅、水道、公共建築物などの耐震化に努める」は、「住宅、公共建築物、学校、水道などの耐震化を早期に図る」に改めるべき。震災直後の死者の約9割が倒壊した住宅・建築物による圧死であった阪神・淡路大震災の教訓に学べば、住宅・建築物の耐震化は市民の生命を守る行政の役割として最優先であるべき。従って、「努力規定」では弱すぎ、強い姿勢を明示する表現とすべき。また、学校の耐震化は子どもの安全や避難場所確保の観点から特に重要なので、明記すべき。ライフライン関係には水道、下水道、電気、ガスなどが含まれるので、順番を最後に移し「水道など」とした方が適当。 2つ目の○において、「地域特性に応じた」は、特段の意味と必要性がないなら削除すべきではないか。	1つ目の○については、ご意見を踏まえ修正します。 2つ目の○については、広大な面積となった本市における上流から下流まで本市における治山・治水については、中山間地域では土砂対策、下流域では河川、海岸堤防の改修など地域特性に応じたそれぞれの対策が必要であるとの認識から特に記載しているものです。
82 30 ページ	2 安全で安心して暮らせるまちづくり (3) 地域福祉社会の形成	今後の高齢化の進展は、約20年にわたって高齢者数が増加し、その後は緩やかに減少する(一方、高齢化率は継続して上昇)と見通されている。それを踏まえると、他の分野を多少抑制してでもしばらくの間は前倒し的に高齢化対策を実施すべきであり、そのような戦略的な考え方を明示すべき。 一方、少子化対策については、ただちに経済社会の活性化という成果には結びつかないものの、継続的に取り組むべき重要テーマであり、安心して子どもを産み、育てることができるような効果的な施策を積極的に展開すべき。原案ではその姿勢が表れていない。 7つ目の○において、ほとんど個別制度に関する記述のみである点が他の項目と比べて異質であること、制度の維持・継続しか例示していないにもかかわらず「(福祉医療の)充実を図ります」と書いていることは、改善できないか。	高齢化対策や少子化対策については、前期基本計画試案における目標別計画の関連する項目において基本的な取組をお示しさせていただくとともに、重点プログラムにおいて、支え合いによる暮らしの安心づくりやウォーキングによる健康づくりへの取組、三重短期大学を中心とした地域連携センター(仮称)の設置による生涯学習機会の提供、子育てしやすい環境づくりなど重点的な取組を位置付けているところ。なお、福祉医療に関する取組については、前期基本計画試案の策定過程において、関連する他項目の中で整理しており、整合を図る観点から、基本構想の該当部分を削除しています。
83 32 ページ	3 豊かな文化と心を育むまちづくり (1) 生きる力を育む教育の推進	1つ目の○において、「(園施設の)耐震補強」については、建替えや新規建設によって耐震性を確保する場合もあることから、「耐震化」とすべき。 2つ目の○において、上と同様、「学校施設の耐震化のための補強」の「のための補強」は不要であり削除すべき。また、「耐震化(のための補強)」と「老朽化」を並記することはおかしいので修正すべき(例えば「老朽化などの対策」を「老朽化対策」と改めればある程度解決する)。	ご意見をふまえ、「園施設の耐震補強」の記述については、「園施設の耐震化」と修正いたします。 また、「耐震化」と「老朽化」の併記がおかしいとのこと指摘については、「学校施設の耐震化や、老朽化対策としては」と修正します。
84 32 ページ	3 豊かな文化と心を育むまちづくり (3) 生涯学習スポーツ社会の形成	本文の末尾の表現と合わせて、標題を「生涯学習スポーツ社会の実現」とすべき。 1つ目の○において、p.33の1行目の「必要に応じて」は不要であり削除すべき。 生涯学習の重要な拠点として図書館が挙げられる。図書館は、図書の貸し出しだけでなく、市民が必要とする様々な情報収集を支援したり、調査研究や起業をバックアップするなど、その役割の幅を広げたり、自治体の情報公開・情報発信の役割を担う先進事例も全国で見られるようになってきている。このような新しいタイプの図書館を整備・発展させることも「豊かな文化と心を育むまちづくり」には重要なテーマではないか。	「生涯学習スポーツ社会の形成」については、ご意見を踏まえ、「生涯学習スポーツ社会の実現」と修正いたします。 「必要に応じて」の記述については、「市民の学習ニーズに対応する」という意味であることから、「また、学習要求に応じていつでも自由に学習機会を選択できるような情報提供の充実を図り、市民の自主的な生涯学習活動を促進します。」と修正します。 図書館に対するご意見については、「津市図書館運営に関する基本方針(平成19年4月1日策定)」において津市図書館が目指すところであり、今後、より一層の図書館機能の充実に向けてまいりたいと思います。

	ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
85	33 ページ	3 豊かな文化と心を育むまちづくり (4) 文化の振興	2つ目の○において、4行目「関係自治体などとの連携」の「の」は削除。また、7行目の「(地域学習の場として)活用する」の対象(客体)が何であるのか不明。「場」に該当するものを探せば、「有形の文化財や歴史遺産」と「歴史街道」が書かれてはいるが、文章的に関連づけられていないので、やはり不明である。	ご意見を踏まえ、「伝統芸能については、その保存と伝承を努めるとともに、関係自治体などと連携し、歴史街道を活用した広域的なネットワークの形成を進めます。また、歴史的資源については、市民ボランティアの育成・連携を図りながら、誰もが歴史や文化に触れあえる地域学習の場として活用するとともに、市内外への啓発を行うなど、有効活用を図ります。」と修正します。
86	34 ページ	4 活力のあるまちづくり	まちづくりにおいて最重要課題である「中心市街地の活性化」が、施策体系の中で明確に位置づけられていないのは不適當。5つのまちづくりの目標の中で最も適當なのはこの項であり、独立した施策としてしっかりと記述すべき。その場合、従来の取組みのような、商店街の振興(商業の活性化)と市街地の整備改善だけではなく、公的施設の中心部回帰、居住人口の回復、観光の振興等、様々な政策を総合的に展開し、望ましい中心市街地像に向かって官民が連携協力しながら持続的な発展を目指すような取り組みを行う旨を記述すべき。その際、(2)交流機能の向上に記述されている「街なか居住の推進」はこちらに移すことが適當。また、そのための基本となるべき中心市街地活性化基本計画(改正中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の承認が必要となった)を策定することを明言すべきではないか。	中心市街地については、多様な都市機能の集積を活かし、新津市の玄関口となるべき地域であるという認識のもと、中心市街地の活性化については本市の主要課題のひとつであると認識しています。このため、本基本構想においても中心市街地を交流拠点の中心である都市核に位置づけるとともに、歴史文化拠点にも位置づけ、さらには、まちづくりの施策体系においても、交流拠点の整備として中心市街地の再生を図っていくことを明確に記述しています。また、中心市街地活性化計画の認定につきましては、民間等による事業の動向も見極めながら、新都心軸の形成に向けた取組とあわせ、前向きに検討をしていきたいと考えています。
87	34 ページ	4 活力のあるまちづくり (1) 自立的な地域経済の振興	価値観が多様化した成熟社会となりつつあるこれからの時代は、専門の事業者のみならず、住民団体やNPO等の多様な主体による新規ビジネスが地域経済に活力を与えることが期待される。従って、1行目の「地元産業」の次に「やコミュニティビジネス等」を追加するとともに、独立した項目○を1つ立てて、その具体的な施策イメージを記述すべき。 2行目の「(産業経済活動の)拠点性の向上」の意味が不明瞭である。特定の場所(例えば中勢北部サイエンスシティなど)に一層の拠点性を与えるのであれば(その是非は別にして)文章的には辻褄が合うが、そのような記述は見当たらない。「選択と集中」(メリハリをつける)という意味で「拠点性の向上」と言っているのであれば、重点が置かれるところと切り捨てられるところの両方が出てくることを意味するが、切り捨てられる方をどうするのかという問題を処理する必要が出てくる。このように曖昧な表現は用いるべきではない。 1つ目の○において、農業の振興に関しては、農業従事者の高齢化と後継者不足についても最重要課題の一つであるから、「若者等が新規参入・従事しやすいよう、労働環境の改善や産業としての魅力向上に努める」旨を記述すべきではないか。 5つ目の○において、「交流と定住を促進する新たな産業交流拠点」は、前段の壮大で重要な目的を受ける形で書かれており、極めて重要で期待されるものだが、原文では具体的なイメージや内容が一切分からないので、何らかの説明を書き加えるべき。そうしなければ、基本計画等の段階においてこれを受けた具体的な内容が示され、その是非が議論になったとき、この記述が既成事実として扱われるようでは健全な形とは言えなくなる。	1 ご指摘の点については、産業振興の具体的な取組であると考えられますことから、前期基本計画の目標別計画において具体的に検討することを考えています。 2 当該文章においては、本市域内の特定の場所を指すものではなく、本市が活力あるまちづくりを進めていくうえで、広域的な観点から、産業経済活動の拠点となることを表現したものです。 3 ご指摘の点につきましては、全国的な問題で、国及び県において積極的に推進しているところであり、本市においても新規就農者については、県が主体となった様々なサポートを連携して行っていくこと等の取組を進めていくこととしており、農業経営が安定すれば魅力ある産業と成り得ると認識しています。したがって、新規就農者に特化した記述ではないことをご理解願います。 4 ご意見を踏まえ、「3 まちづくり骨格の形成方向【新産業交流拠点】」等の記述について修正します。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
88 35 ページ	4 活力のあるまちづくり (2) 交流機能の向上	<p>1つ目の○において、「都心居住(を促進)」という用語は、一般的に三大都市圏などにおいて職住近接を図るための政策テーマとして用いられるものであり、津市のような地方都市においては、中心市街地における居住人口を回復してその再活性化を図るとする趣旨で「街なか居住」という用語を用いるべき。その手段としては、「民間集合住宅(等の建設)」と断定的に書くべきではなく、単に「住宅(あるいは都市型住宅)の供給・整備」とすべき。なお、単に民間のマンションが立てば中心市街地が活性化するかのような短絡的な考え方に関しては、商業ベースのマンション建設が街並みや居住環境に悪影響を及ぼす危険性もあることによく留意することが求められる。また、「街なか居住(原文では都心居住)の促進」を「交流機能の向上」という項目に位置づけていることも不適切。</p> <p>4つ目の○において、「持続的な公共交通システム」の意味が不明瞭であり、研究を行うという「新たな公共交通サービス」の具体的な内容を例示した方が分かりやすくなるので、「さらに」以下の文章は、以下のように改めてはどうか。 「さらに、LRTやモノレールなどの新たな公共交通サービスの導入可能性について研究を行うなど、総合的な公共交通ネットワークの構築に取り組みます。」</p>	<p>中心市街地活性化法で位置づけられている「街なか居住」という用語を使用したほうがよいのではないかとのお意のご指摘かと思いますが、本市(旧津市)においては、これまで同義語として「都心居住」という使い方をしており、「都心居住」、「街なか居住」がご指摘のような形で、一般的に区別されているとは、必ずしも言えないのではないかと考えています。</p> <p>また、「街なか居住」という表現そのものも、本市においては一般的に浸透していないと考えられることから中心市街地の区域も含めて「都心居住」としたものです。</p> <p>また、交流拠点への位置づけについては、多くの人々が都心部へ居住することが交流の活性化につながるものと考えています。なお、基本計画では「住環境の整備」に係る項目においても「都心居住の促進」について記述しています。</p> <p>「民間集合住宅等…」の記述につきましては、今後、行政による新規の市営住宅等の供給は想定しておらず、民間活力による住宅供給、都心居住を促進していきたいとの考えより、記述してあるものです。またマンション等の建設による居住環境の在り方については、都市計画法に基づく用途地域を基本として、容積率や建蔽率などによって規制を加えているところですが、用途地域を基本としつつ、他市の事例や景観上の視点も加味し、都市マスタープランなど諸計画の策定などを通じて検討していきたいと考えています。</p> <p>4つ目の○については、ご意見を踏まえ、修正します。</p>
89 35 ページ	4 活力のあるまちづくり (2) 交流機能の向上	<p>「本市の交流拠点となる津駅周辺地区、大門、丸之内地区、さらには津新町駅周辺地区においては、良質な民間集合住宅等の建設などを通じて、都心居住を促進する…」とあるが、市の計画的な誘導手法を伴うことなく、全く商業ベースでの民間マンション建設にゆだねた場合、すでに新町商店街周辺に18階建てのマンションが乱立の兆しを見せ、問題が表面化しつつあるように、狭い敷地一杯に建設される高層住宅が周辺住民の居住環境を著しく悪化させることは、すでに明らかである。まちづくりを進める上で、取り返しのつかない失敗の可能性をもつものを総合計画に位置づけることは不適切である。街なか居住人口を増加させ、活力あるまちづくりを目指すならば、立地促進と環境保全を一体的に進める計画をつくり、行政、住民が一体となって取り組んでいくべきである。</p>	<p>民間マンションの建設等については、都市計画法に基づく用途地域を基本として、容積率や建蔽率などによって規制を加えているところですが、</p> <p>「良質な民間集合住宅等の建設…」としていますように、ご指摘の住環境については、土地所有者の権利と居住者の住環境の保全、維持という相反する議論があり、大変難しい側面がありますので、今後、用途地域を基本としつつ、他市の事例や景観上の視点も加味し、都市マスタープランなど諸計画の策定などを通じて検討していきたいと考えています。</p>

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
90 37 ページ	5 参加と協働のまちづくり (2) 市民との協働の推進	<p>3つ目の○において、「協働の基本的なルール等を定める自治基本条例」と書かれているが、自治基本条例の中に協働について規定することはあり得るとはいうものの、本来、自治基本条例は、「自律的な地方自治に関する基本的なルールを網羅的に定めるもの」であって、市民協働について定めることが多いのは「住民参加条例」等だという認識の整理をすべきではないか。</p> <p>一方、自治基本条例の制定については、当然のことながら是非明記すべきだが、策定方法や体制等については、行政、議会と市民との間でしっかりと議論した上で決めるべき。原案では「市民が主体となった検討を進め」と記述されているが、市民が主体的に関与・参画することが望ましいとは言うまでもないものの、行政・議会がどこまで市民に委ねるのか、専門家を深く関与させるべきか、あるいは四日市市のように議会が主体となって策定すべきか、といった様々な点について全く白紙の状態であり、現段階では「市民が主体となった」という表現を用いることは控え、「市民が主体的に参画した形で」といった表現にしておくべきではないか。</p> <p>また、最高規範の自治基本条例だけではなく、それを受けた情報公開、行政評価、住民投票、住民参加、まちづくり等様々な条例が制定されて始めて主体的・自律的な地方自治が実現するのであり、これら条例についても順次その制定に取り組みを明記すべきではないか。なお、そのためにも、市職員の政策法務能力の充実強化を図ることも言及すべきではないか。</p> <p>4つ目の○において、「協働のまちづくりを推進するため」(中略)「協働の時代にふさわしいまちづくりのプログラムを編成し」という文章のつながりはおかしい。また、「協働の時代にふさわしいまちづくりのプログラム」の意味・イメージが不明確。この項では「協働のまちづくりを推進する」ということ以上に何を言おうとしているのかははっきりしないので意見を出しかねるが、いずれにしても明確な内容の文章にすべき。</p>	<p>自治基本条例は、ご意見にもありますように、地方自治に関する基本的なルールを定めるものと、協働についてのルール等まで規定されているもの、また、自治基本条例と住民参加条例を分けて条例化しているものなどさまざまな例があります。</p> <p>本市においては、具体的に分けて既定するか、同一の条例に規定していくかも含め、「市民委員会」の設置のもとに、今後検討していくものと考えています。</p> <p>自治基本条例については、市、市民、議会の責務や役割について規定していくものと考えていますので、より具体的な協働を進めるに当たってのルールとしての「住民参加条例」を制定することとした場合にあっても、それぞれの主体の責務や役割について規定する「自治基本条例」が、協働を進めるにあたっての基本となる条例となるものと考えていますので、「協働の基本的なルール等を定める自治基本条例」との表現を行っているところです。</p> <p>また、制定に向けての取組に関して、「市民が主体となった」との記述に係るご意見につきましては、「地方自治」、「協働」を進めていく上で、より多くの市民の参画が必要となりますことから、その主体的な役割の一端を、これまで以上に担っていただくこととなる市民を主体に、時間をかけて議論を行い、また、意識の改革等を行うことが必要と考えていますので「市民が主体となった」との記述を行っているところです。</p> <p>なお、参加と協働に向けた取り組みについては、本年7月から「市民懇談会」を設置し、「市民活動における現状と課題」についての議論を進めてきており、本年12月から「まちづくり市民委員会」設置のもとに、「自治基本条例」に規定すべき内容等の検討を行っていくこととしています。議会におきましても、自治基本条例調査研究特別委員会が設置され、市民が主体となった策定に連動して検討が進められているところであり、この「まちづくり市民委員会」への行政及び議会の参加を予定しています。</p> <p>また、自治基本条例の規定内容に、情報公開、行政評価、住民投票といった条例の制定が規定されている例が多々あります。本市においては「情報公開条例」は既に設置しており、他市における「自治基本条例」において規定されている、「住民投票条例」をはじめとした、その他の条例については、今後の「まちづくり市民委員会」の議論も踏まえ検討していくものと考えています。</p> <p>また、4つ目の○「…協働の時代にふさわしいまちづくりのプログラム…」に関するご意見ですが、後段で記述しております3つの重点プログラムのうち、元気づくりプログラムにおいて、市民の参画と協働による新しいまちづくりの仕組みづくりへの取組について記述しており、その内容と整合させています。</p>
<b>第5章 重点プログラムの編成とその展開方向</b>			
91 40 ページ	1 重点プログラムの編成	<p>今回の第1次試案では重点プログラムの具体的な内容は「検討中」ということで示されていない。より具体的な内容であれば、市民等の関心も高いと思われるので、次の機会に今回と同様、パブリックコメントの対象として広く市民等の意見を聞いて頂きたい。</p>	<p>重点プログラムについては、前期基本計画の試案と合わせて、パブリックコメントを実施する予定です。</p>

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
92 40 ページ	1 重点プログラムの編成	<p>具体的内容が未だ示されていないために定かではないのだが、「重点プログラム」とは、何をどこまでカバーする、どのような性格の概念か、まず明確に説明すべき。</p> <p>「重点プログラムは、まちづくりの施策体系に基づく事業を効果的に組合せ、」の「事業」は「事務事業」とした方がより適切なのではないか。</p> <p>3種類の重点プログラムは、6+5+4=計15の個別プログラムにブレイクダウンされている(現時点でその内容は【検討中】と記されている)。これら15のプログラムは、相互に関連が深く、領域が重複する場合もかなりあると思われるが、各プログラムの内容(構成する事業等)や、期待する主要な成果(アウトプット、アウトカム)をこの計画において明確化することを想定しているのか。</p>	<p>重点プログラムとして、3つの種類のプログラムの編成を位置づけています。何をどこまでカバーする、どのような性格の概念かとのご意見ですが、3種類のプログラムの目的は、今後のまちづくりに当たって重視すべき視点を、また、15のプログラムの表題は、重点政策の方向性を示しています。なお、プログラムの内容は前期基本計画において具体的に位置づけることを予定していますが、成果指標については、プログラムの取組成果を表すアウトプット、アウトカム指標の設定だけに着目をするのではなく、定性的な目標設定とその評価を含めた政策評価の導入を図ることを予定しています。</p>
93 40 ページ	1 重点プログラムの編成	<p>「価値あるオンリーワン」を設定</p> <p>県都を標榜するには、都市間競争においてもリードできるキャッチフレーズを示すことが必要であり、総合計画全体で3項目程度の「価値あるオンリーワン」を設定すること。</p>	<p>「価値あるオンリーワン」の設定をとのご意見ですが、本試案では、地域資源の積極的な活用とその魅力の向上を重視しており、今後の取組を通じて、「価値あるオンリーワン」の創出に結び付くようなまちづくりの展開に配慮していきたいと考えています。</p>
94 41 ページ	2 エリアの設定	<p>地域運営の仕組みが崩壊している現状を、早急に改善することが現実的課題である。総合支所の地域振興拠点としての機能を明確にするとともに、地域住民の意思代表機能(住民自治)を新たにシステム化することである。現状を放置したまま新たなエリアを設定することによって、どうして新たな地域連携の創出や効果的な行政サービスの提供につながるのか。政策的展開と効果が全く見えない。</p>	<p>本試案の基本理念では、「人と人とのつながり」を大切にすることを表明しており、合併を機に広くなった市域における人と人の社会的なつながりを広げられるような取組を進めるため、重点プログラムとして、協働のまちづくりを目的とする「元気づくりプログラム」、特色ある地域振興を目的とする「地域かがやきプログラム」を位置づけているところです。また、総合支所についても、「構想を推進するために」の項において、「地域における行政サービス拠点としての機能発揮という観点から、本庁と総合支所との見直し、地域かがやきプログラムを通じた総合支所間の連携促進とこれを支える体制づくり」に取り組むこととしています。</p>
95 42 ページ	3 重点プログラムの展開方向 (1) まちづくり戦略プログラム	<p>「②自然の恵みの価値創造プログラム」に加える。</p> <p>価値あるオンリーワンの一項目として、自然エネルギーの活用を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電施設の充実。また、これらを核として県内外にPRし、観光資源化と併せて、小中学生などの教育の場を整備する。</li> <li>・太陽光発電施設の充実 など</li> </ul>	<p>風力発電施設は、全国的に見ても集積が進んだ地域の一つであり、こうした点に着目した事業展開の方向性については、重点プログラムの中で位置づけていくことを予定しています。ただし、ご提言の内容が「価値あるオンリーワン」となり得るのかは議論が必要と考えています。</p>
96 42 ページ	3 重点プログラムの展開方向 (1) まちづくり戦略プログラム	<p>「③海に開くまちづくりプログラム」に加える。</p> <p>港・城まちづくり活性化プラン(フェニックス通りがつなく港、城、町、店、人)。経済的に落ち込んでいる中心地で「港・城」から「町・経済・市場意識」を再生する。「マリン・キャッスル構想」を打ち出し、なぎさ(港)へ市民市場(食祭市場)という港の拠点を作り上げる。港から城までフェニックス通りでつなく2kmを活性化する。</p>	<p>津なぎさまち周辺地区から大門・丸之内地区までの間については、新都心軸を形成する一環として、重点プログラムにおいて所要の取組を位置づけることを予定しています。なお、ご提言のマリン・キャッスル構想における具体的な取組については、改めて詳細をお聞かせいただければと思います。</p>

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
97 43 ページ	3 重点プログラムの展開方向 (2) 元気づくりプログラム	「①住みやすさ向上プログラム」に加える。 地域づくり協議会の設置 地域のことは、住民自らが主体的に責任を持ち、行政と協働の形をとりながら「地域づくり」へ積極的に参加する。	住みやすさ向上プログラムの推進に当たっては、地域の積極的な参加を促すことが必要となります。このプログラムを構成する事業の多くは、平成19年度から事業化を進めており、現段階では、様々な活動に取り組んでいる地域団体、NPO等の参加を呼びかけています。つまり、地域の自発的な取組との連携、協働に主眼を置いているのが現状ですが、本試案においては、まちづくりの施策体系の中で、協働の基本的なルール等を定める自治基本条例の策定に向けた取組を位置づけており、ご意見については、この条例を具体化する過程で検討すべき課題であると考えています。
98 44 ページ	3 重点プログラムの展開方向 (3) 地域かがやきプログラム	抽象的な記述に終始し、エリア設定の趣旨、目的について政策的論議が十分行われていない実態がうかがえる。したがって、基本構想においては「地域マネジメントシステムの構築」について、行政、市民、専門家等による本格的な検討を行うことを盛り込むべきである。	本試案においては、合併後、広い市域となったことを考慮し、地域かがやきプログラムの推進を通じた新たな地域連携の創出、さらには市民ニーズに応じた効果的な行政サービスを提供するため、市域に4つのエリアを設定することを提案しています。また、地域かがやきプログラムについては、地域を良く知る総合支所の職員を中心に具体化に取り組んでおり、今後、地域審議会等の議論を得て、成案化を図ることとしています。また、プログラムの進捗管理及び評価についても、地域審議会に委ねることを予定しています。地域振興については、地域が主体的に考え、実践し、評価できる体制づくりを進めたいと考えています。なお、ご提言の地域マネジメントシステムの構築については、地域づくり協議会を中心としたものと考えますが、この点については、自治基本条例を具体化する過程で、市民とともに検討すべき課題であると考えています。
<b>第6章 構想を推進するために</b>			
99 45 ページ	1 行財政改革の推進による健全財政の確保	「これまでは…」という発想は捨て」という表現の意味が判然としないが、例えば「前例や実績に不必要に縛られることのないよう」と改めた方が明瞭になるのではないか。 12行目において、長年の経験によって培われてきたこれまでの「行政の常識や慣習」には、当然のことながら、優れたもの、遵守すべきものも多数あることから、「悪しき常識や慣習」とか、「過度にとらわれず」など、表現を適切なものに改めるべき。	「これまでは…」という発想は捨て」という表現は、合併後間もないという状況の中で、旧市町村の行政の進め方に拘泥せず、市行政の姿を新しい時代に適合したものに変わるという視点の大切さを説明しています。「前例や実績に不必要に縛られることのないよう」に改めてはとのご意見ですが、本市が10市町村の合併を経て誕生した経緯を考慮すると、前例や実績だけでなく、意識の変革を直接訴えかけるような表現の方が望ましいと考えています。また、「行政の常識や慣習」には、優れたもの、遵守すべきものも多数あることから、「悪しき常識や慣習」など表現を適切なものに改めるべきとのご意見ですが、本市の場合、行政の常識や慣習は、旧市町村で培われたものであり、合併後、大規模な組織となったことを踏まえると、良し悪しを含めて、行政の常識や慣習をそのまま適用することは難しいと考えています。



ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
100	45 ページ 1 行財政改革の推進による健全財政の確保	<p>本文2行目の「歳入については、」の次に「行政需要が多様化・高度化するとともに」を追加すべきではないか。</p> <p>2段落目において、「重点プログラムを中心とするまちづくりを展開するため」、なぜ「積極的な歳入の確保と徹底した行財政改革による財政構造の見直し」が必要となるのか、その論拠がはっきりしない。前者が後者の目的ではなく、後者が前者の前提であり土台であると理解すべきであり、従って、文章構成は次のように入れ替えるべき。「このような財政状況の中では、積極的な歳入の確保と徹底した行財政改革による財政構造の見直しを行いながら（又は、行うことを前提として）、重点プログラムを中心とするまちづくりを展開していかなければなりません。」</p> <p>3段落目において、「職員定員の大幅な削減」は「少なければ少ないほどよい」という考え方のように受け止められるが、高度化複雑化する行政課題に的確に対処していくために、職員は予算と並ぶ重要な「資源」であり、最低限の適正規模は維持しておく必要がある。従って、「大幅な削減」を単に「削減」とするが「スリム化」に改めてはどうか。</p> <p>p.46の1行目、「市民が地域振興に参画し、」では違和感のある用語の使い方なので、「地域のまちづくり」としてはどうか。</p> <p>また、できるだけ現場に近いところで行政を運営するとともに、住民自治を推進するため、総合支所に権限、財源を大幅に委譲すべきであり、原案の「本庁と総合支所との役割分担の見直し」ではその点が不明確なので、「本庁から総合支所への権限、財源の委譲」と明記すべき。</p>	<p>・「行政需要が多様化、高度化するとともに」を加えてはどのご意見については、ご意見を踏まえ、修正します。</p> <p>・本市の主たる財源である税は、より良い市民生活のために投資されるものであり、そのための重点的なまちづくりのためには、歳入の確保と行財政改革への努力が必要であることを示しているものです。また、総合計画審議会等でも、まちづくりへの投資が可能かという意見を多数いただいております。こうした意見に対応して記述を行っています。</p> <p>・「職員数の大幅な削減」については、平成19年3月策定の津市行財政改革大綱の中で、2,500人体制への移行（現在の職員数は約3,000人）を位置づけており、この点を表現したのですが、総合計画審議会での指摘も踏まえ、次のように修正します。「～職員の削減と適正配置～」</p> <p>・「市民が地域振興に参画し」は違和感がある表現ではないかのご指摘ですが、合併後、各地域において地域振興が望まれていることを踏まえて表現したものです。</p> <p>・総合支所に権限、財源を大幅に委譲すべきのご意見ですが、本市には9つの総合支所があり、それぞれに行政経営資源を分散させていくことは、行政コストを増加させる面もあるため、この点を踏まえた段階的な役割分担の見直しを進めていきたいと考えています。</p>
101	45 ページ 1 行財政改革の推進による健全財政の確保	<p>最重要課題の行財政改革に対する現状認識と課題については、少しは分かりましたが、本題への取組に対する計画はどうなるのですか。</p>	<p>行財政改革についての計画としては、平成19年3月に策定した「津市行財政改革大綱」、及び「津市行財政改革前期実施計画」があります。総合計画の策定に先行する形で、行財政改革を推進したのは、合併後の本市の財政的な体力に合わせて行政サービスを見直すとともに、総合計画に基づくまちづくりの投資可能性を高める目的からです。</p>
102	46 ページ 2 行政経営システムの構築	<p>本格的な地方分権の時代における自治体が、多様化・高度化する行政課題に主体的・自立的に取り組んでいくためには、組織運営（機動的で柔軟な組織編成と人員配置）と人材育成（職員の能力向上）が極めて重要な要素であり、その旨をしっかりと記述すべき。</p> <p>3段落目の「トップマネジメントの強化」の具体的な内容が不明なので、説明を加えるべき。</p> <p>「重点プログラムを対象とした政策評価」とは、すべての政策のうち重点プログラムだけを政策評価の対象とするのか、重点プログラムレベルでくくった上で政策評価を行うのが曖昧なので、表現を明確化すべき。</p> <p>「各部門が所管事業を自ら検証し評価する事務事業評価」の「事業」は「事務事業」とすべき（なお、他の箇所でも単に事業と表現しているものを「事務事業」と改めるべき例が見受けられる）。</p> <p>「政策評価については（中略）協働型政策評価への発展をめざします」とあるが、これは、客観的な政策評価とするために、評価作業に市民が参画し協働で行うことを意味しているのか、重点プログラムはすべて市民との協働で展開するものであり、その政策評価は、市民の手による自己評価として行うことを意味しているのか、不明確。</p>	<p>・本格的な地方分権の時代には、組織運営と人材育成が極めて重要な要素であり、その旨を明記すべきのご意見ですが、特に本市は、10市町村が合併した点を考慮すると、新市としての新たなシステムづくりが求められていると考えており、その方向性として、成果重視の行政経営システムの導入を位置づけています。なお、人材育成については、直接的な表現がないことから、次のように修正します。「～行政経営システムの導入とこれを担う人材の育成をめざします。」</p> <p>・トップマネジメントの強化の具体的な内容については、前期基本計画に位置づけることとしています。</p> <p>・重点プログラムの政策評価については、重点プログラムレベルで関連する事業をくくったうえで評価することを考えていますが、本市で初めて導入する評価でもあることから、平成20年度に試行をしたうえで、効果的な評価方法を具体化していきたいと考えています。</p> <p>・「各部門が所管事業を自ら検証し評価する事務事業評価」の「事業」は「事務事業」とすべきではとの点については、ご意見を踏まえ、修正します。</p> <p>・協働型政策評価については、市民の手による自己評価として行うことを想定していますが、その具体化に当たっては、平成19年12月に発足した「津市まちづくり市民委員会」での議論を踏まえて方向付けを行うこととしており、現段階で、その内容、方向性を特定することは避けたいと考えています。</p>

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
103	46 ページ 2 行政経営システムの構築	<p>・政策評価及び事務事業評価はもちろん必要であるが、その前段には、施策体系から優先順位(財政面を含めた)を設定する。</p> <p>・行政評価とは、様々な市の活動(政策・施策・事務事業)の目的を明確にするとともに、その活動(事業)の成果を具体的に表すことによって、目的の妥当性、有効性、効率等々を評価し、活動(事業)の優先度を測るための仕組み(道具)である。行政評価を行い、市民の皆様には様々な市の活動(事業)の状況(成果と課題)をお知らせするとともに、評価結果を活用して、市の仕事を改善(場合によっては、統合・廃止)することにより、公平で透明性の高い成果志向の市政運営の現実を目指す。</p> <p>・Plan(計画)Do(推進事項の取組)Check(推進状況の確認)Action(検討改善)等、マネジメントサイクルを確立し、常に住民と一体となった推進を図る。</p>	<p>まちづくりの施策体系を踏まえて、部門横断的に対応すべき優先課題として重点プログラムを位置づけたところであり、このプログラムについては、関連する事業群を総合的に評価する政策評価を行いたいと考えています。また、前期基本計画では、目標別計画の中で取組指標を位置づけ、まちづくりの成果を具体的な形で評価し、その後の改善に結び付けていきたいと考えています。</p>
104	46 ページ 3 電子自治体の推進	<p>市民、企業等との「情報の共有化」を図る上で「電子自治体の推進」は重要かつ有効な施策だが、本質的には、市民、企業等との間で十分な情報の公開、提供、共有が実現していることが重要であり、市の基本的姿勢として明確に位置づけるべきであって、電子自治体はその有効な手段の一つなのではないか。</p>	<p>市民、企業等との間での情報の公開、提供、共有の必要性とその取組方向については、まちづくりの施策体系の中の「参加と協働のまちづくり」で位置づけており、これらを推進する観点から電子自治体の推進を捉えています。</p>
105	46 ページ 3 電子自治体の推進	<p>電子化への動きを否定するものではありませんが、まず人間社会での徹底した実践検証(効果・効率性)を行った上で取り組んで下さい。それと電子化による効果(人は減らせない)の明確化。費用対効果を十分に検証して推進して下さい。</p>	<p>行政の簡素化、効率化については、電子化により解決できるものではなく、仕事のやり方や事業などの検証・見直しが前提であると考えています。</p>
106	47 ページ 用語説明	<p>NPOに関する説明において、NPOは収益事業を行って得られた利益を公益活動に充てることができるのだが、それを否定しているような表現となっており、見直すべきではないか。</p> <p>シンクタンクに関する説明において、政策決定は自治体(行政、議会)が行うものであり、「政策提言」等に改めるべき。</p> <p>パブリックコメントに関する説明において、「規制の制定」に「計画」を加え、「規制や計画の制定」とすべき(この総合計画もパブコメの対象となっている)</p>	<p>NPOについての説明を「政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体」と見直したいと思えます。</p> <p>シンクタンク及びパブリックコメントについては、ご意見を踏まえ修正します。</p>
<b>全体に関する意見</b>			
107		<p>立派な画に描いた餅拝見しました。</p> <p>まちづくりの目標を承知している職員が1人でも居られたら・・・と残念に思います。</p> <p>歴史ある城下町としての旧町名の復活。歴史をふまえた城周辺の整備。今のお城は情けない。社会福祉会館裏の石垣に日の目を当てる。高虎公の高山神社を元に戻す。予算がない云われるなら、新町駅のグランステーション(空部屋が1/3もあるとか)に8億円も出せるお金があったでは。津市に都市計画はあるのでしょうか。市街地活性化で実質住宅街にマンション建設を許可する以前に、大門周辺のシャッター街から再生すべきでは。あまりに思いつくまま気の向くままの無責任都市計画です。変な建物がこれ以上増える前に急いで。</p>	<p>本試案は、新市としての今後のまちづくりの取組方向を示したものであり、絵に描いた餅にならないよう、財政的な実効性にも配慮しながら、策定していきたいと考えています。また、大門周辺のシャッター街から再生すべきではとのご意見ですが、そのためには、中心市街地の居住人口を増やす取組が不可欠になりますし、個店、商店街そのものが魅力を高めていくことが求められていると考えています。本試案においても、中心市街地に複数の拠点を配置し、多様な視点から活性化への取組を進めていくことを予定しています。なお、都市計画上の具体的な取組については、総合計画を踏まえ、都市マスタープランの中で検討を行うこととしています。</p>
108		<p>我々は、今後数十年の間に大きな災害にみまわれる可能性が日に日に高まっています。この件に関して、なぜもっと総合的な施策を講じようとしませんか。すべての道はローマに通ずるというではありませんか。市政のすべての帰結は災害対策になるのではないのでしょうか。</p> <p>我々の自治会においても、まさにこの精神で活動しています。</p> <p>次に、本計画に対して、議会の関与の位置づけが不明確のように思いますので、明確にされてはいかがでしょうか。</p>	<p>総合計画の基本構想については、地方自治法に基づき、市議会の議決案件となっています。</p>